

公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和7年度版)

令和8年6月

公認会計士・監査審査会

「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、監査事務所等に対する審査及び検査等に関する事項については、例年7月頃に別途公表している「モニタリングレポート」においてその活動状況を取りまとめることとします。

令和8年版モニタリングレポート（令和8年7月17日公表）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260717/20260717-1.html>

読者の便宜を図るために、一部、令和7年3月31日以前の情報及び令和8年4月1日以降の情報も記載しています。

また、令和7年度及び本年度とは、令和7年4月1日～令和8年3月31日を指し、令和7事務年度及び本事務年度とは、令和7年7月1日～令和8年6月30日を指します。

※ 公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係
03-3506-6000（内線 2450）

目 次

はじめに	i
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	1
2. 事務局	1

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説	3
(1) 試験制度の概要	3
(2) 現行試験の概要	3
(3) 公認会計士試験のバランス調整	5
2. 公認会計士試験の実施状況	7
(1) 令和7年公認会計士試験	7
(2) 令和8年公認会計士試験	9
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	9
4. 今後の課題	9
(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施	9
(2) 自然災害を踏まえた試験運営	10
(3) 不正受験対策	10
(4) 公認会計士試験のデジタル化	10
(5) CBT試験の導入に関する検討	10

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	11
2. 事案の概要	11

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動	13
(1) 設立の経緯	13
(2) 組織	13
(3) 活動状況	15
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	19
2. 二国間での協力	19
3. 今後の課題	20

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	22
1-2	第8期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	24
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	25

2 公認会計士試験実施関連資料

2-1	公認会計士試験制度の概要	30
2-2-1	試験のバランス調整概要	31
2-2-2	公認会計士試験のバランス調整について—受験者の能力の よりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容の見直 し—	33
2-3	公認会計士試験における英語による出題の方向性について	51
2-4	令和9年公認会計士試験短答式試験における英語による出題 に係る配点の割合及び出題範囲について	53
2-5	令和7年公認会計士試験の合格発表の概要について	59
2-6	令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	67
2-7	令和7年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験結果の概要	68
2-8	令和8年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	69
2-9	令和7年度の講演会の開催状況	70

3 諸外国の関係機関との協力関連資料

3-1	IFIAR 本会合開催実績	71
3-2-1	第25回監査監督機関国際フォーラム（ドイツ・ベルリン） の開催について	72
3-2-2	第25回監査監督機関国際フォーラム（ドイツ・ベルリン） について（プレスリリース）	73
3-3	監査監督機関国際フォーラムによる「2025年検査指摘事項 報告書」の公表について	76
3-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	77
3-5	日本 IFIAR ネットワーク会員	78

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の維持・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

令和7年4月から第8期（令和7年4月～令和10年3月）がスタートし、その1年目となる令和7年度は主に以下の活動に取り組みました。

1. 監査法人等に対するモニタリング

審査会のモニタリング活動を通じて把握した監査及び監査法人等を巡る環境を見ると、

- ① 不正会計事案が増加傾向にあり、今年度は新規上場時やわが国を代表する大企業において社会的影響の大きい事案も発生した。
- ② 上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大している中、特に中小規模監査事務所については、審査会検査において、品質管理の状況が十分でない事案も散見される。
- ③ 一方で大手監査法人は時価総額ベースでは引き続き上場会社の9割以上のシェアを占めており、我が国資本市場における重要性は変わらない。また、監査業務におけるテクノロジー・AIの活用が急速に進展し、監査手法が高度化・多様化してきている。

といった変化が生じています。

こうした環境の変化に対応するため、令和7年度は審査会のモニタリングの見直しについて検討を行い、本年7月に「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を取りまとめました。

新しいモニタリングの基本的な考え方として、オフサイトにより監査を取り巻く環境・課題や監査法人等のリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的・効率的なオンサイト（検査）を実施するなど、オン・オフのモニタリングをより有機的に連動させていくこととしています。また、令和5年施行の改正公認会計士法により、審査会は虚偽証明等の検証も行えることとされたことを踏まえ、虚偽証明等の検証も行うこととしています。

審査会としては、こうしたオン・オフを連動させた新しいモニタリングの進め方を実行に移していくことにより、監査法人における監査品質のより一層の向上に取り組んでまいります。

2. 公認会計士試験の実施

監査の品質の確保・向上を図っていく上では、監査業務の担い手として、能力の高い公認会計士を継続的に確保し続けることが重要な課題となります。

社会経済情勢が変化し、公認会計士に求められる知識・能力が拡大する中で、引き続き、合格者の資質・能力を確保していくため、昨年6月に「公認会計士試験のバランス調整について」（以下「試験のバランス調整」という。）を取りまと

めました。

試験のバランス調整においては、

- ① 短答式試験と論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）
- ② 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整
- ③ 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応

といった試験運営の改善を図ることとしています。

このうち、①については令和9年試験より3～4年かけて段階的に論文式試験の合格水準を引き上げることとしており、②については令和8年試験より実施済となっています。また、③の中の1つの取組として、公認会計士の業務と英語との関わりが拡大している状況を踏まえ、昨年12月に「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」を公表しました。

このように、審査会として公認会計士試験の運営の見直しを進めていますが、公認会計士の資質・能力の確保については、その選考・育成過程（実務補習・修了考査、実務経験、継続的専門能力開発（CPD）等）全体で対応していく必要があります。この点については、日本公認会計士協会においても検討が行われているところです。

審査会としては、今後とも公認会計士試験を安定的に運営していくとともに、協会等の関係者とも連携を図りながら、公認会計の資質・能力の確保に向けた取組を進めてまいります。

3. 諸外国の監査監督当局との協力・連携

監査におけるAIの活用やサステナビリティ情報の保証の制度化、会計不正の発生など、監査を巡る環境の変化は国境を越えたものとなっており、それらの変化に適切に対応していくには、諸外国の監査監督当局との協力・連携が不可欠です。審査会では、各国の監査監督当局で構成される国際機関である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」を通じて、監査を取り巻くグローバルな課題に係る議論に積極的に参画してまいりました。

昨年度、IFIARでは、監査法人に対するプライベート・エクイティ投資の動向や課題について議論をするタスクフォースを立ち上げ、日本はその共同議長を務めています。また、新たに選任されたIFIAR事務局長（2代目）が、東京に所在する本部事務局のオフィスに着任する節目の年でもありました。

令和8年度においては、10月に各国の監査監督当局が集うIFIARの代表理事会及び6大会計事務所のトップが集うグローバル監査品質ワーキング・グループの会合が東京において開催される予定です。審査会としては、これらの国際会議の円滑な運営も含め、今後もIFIARの活動に貢献し、グローバルな監査品質の向上に向けた議論を主導するとともに、そうした議論の成果を国内に還元し、資本市場の健全な発展に寄与してまいります。

令和8年6月

公認会計士・監査審査会会長

青木 雅明

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P22 資料1－1 参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

令和7年4月1日に発足した第8期（令和7年4月～令和10年3月）においては、青木雅明会長、蟹江章常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている（P24 資料1－2、P25 資料1－3 参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）並びに外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査事務所の監査又は証明業務及び日本公認会計士協会の事務の運営状況についての審査並びに監査事務所、外国監査法人等及び日本公認会計士協会に対する検査を所掌している。

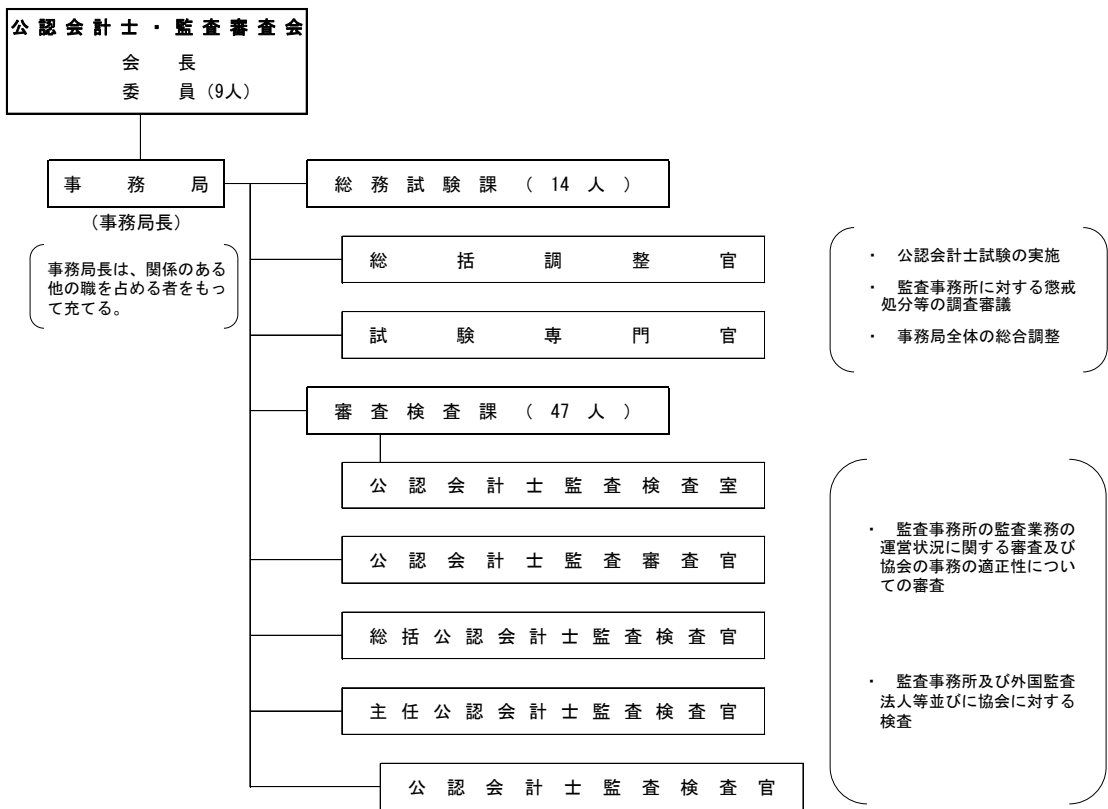
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員

され、令和7年度末の定員は、総務試験課 14 人及び審査検査課 47 人の計 61 人となっている。

《事務局の定員の推移》 (年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 ～ 27	H28 ～ 29	H30 ～ R元	R2 ～ 3	R4	R5	R6	R7
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15	14	14	14
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42	41	48	47	47
公認会計士 監査検査室	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3	3
総括公認会計士 監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6	6	7	7	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26	25	28	27	27
合 計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56	56	62	61	61

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 () 内は、令和7年度末における定員を示す。

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の公認会計士法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

【参考】平成15年公認会計士法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P30資料2－1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法
- ・ 合格基準

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある。

《合格基準の推移》

R3 年	R4 年		R5 年		R6 年		R7 年		R8 年
—	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回
62%	68%	73%	71%	69%	75%	78%	72%	72%	75%

(注) 令和 2 年までの合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

【参考】短答式試験科目の全部又は一部免除について

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定される。

イ 論文式試験

- ・ 実施回数・時期
年 1 回（例年、8 月中下旬）
- ・ 試験科目
必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法
選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目
- ・ 合格基準
52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。
なお、論文式試験は、各受験者の答案を複数の試験委員により採点しており、各受験者の得点は、当該受験者の素点（点数）がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）により算定している。

《合格得点比率の推移》

R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
51.5%	51.6%	52.0%	51.9%	52.2%

(注) 試験科目のうち 1 科目でも、その得点比率が 40%に満たないものがある場合は不合格となることがある。

《合格者等の推移》

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
出願者	14,192 人	18,789 人	20,317 人	21,573 人	22,056 人
論文式合格者	1,360 人	1,456 人	1,544 人	1,603 人	1,636 人
最終合格率	9.6%	7.7%	7.6%	7.4%	7.4%

(注) 出願者の人数は、短答式試験の第 I 回及び第 II 回のいずれにも出願した者を名寄せして集計。

【参考】論文式試験科目の一部免除について

大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

(3) 公認会計士試験のバランス調整

現在の公認会計士試験は、受験者数が増加する中で、短答式試験の合格率が低下するなど、短答式試験と論文式試験のそれぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題があり、合格者の資質や能力の確保にも懸念が生じ得る状況にある。

また、平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験（新試験）となってから約 20 年が経過する中で、監査業務における英語との関わりの拡大や監査業務における IT の活用など、公認会計士を取り巻く状況が変化しており、それに伴い、公認会計士や公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大している。

これら公認会計士試験や公認会計士を取り巻く環境の変化を踏まえ、審査会では、令和 7 年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について—受験者の能力のよりの的確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容の見直し—」（P31 資料 2-2-1、P33 資料 2-2-2 参照）を取りまとめ、公

認会計士試験に関する諸課題に対応し、試験運営の改善を図っていくこととした。

その主な対応は以下のとおりである。

① 短答式試験と論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）

より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験での適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させ、それに伴い、論文式試験の合格基準の水準を、令和9年試験より3年から4年かけて段階的に引き上げる。

なお、短答式試験の合格者は、短答式試験の合格後2年間、短答式試験が免除され論文式試験を受験することができることから、令和8年試験より短答式試験の合格者数を増加させる。（これに先立ち、受験者数の増加等に伴い、令和6年試験及び令和7年試験において、短答式試験の合格者数は増加している状況となっている。）

② 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整

短答式試験において、受験者が十分に実力を発揮し、同時に、受験者の能力等をよりの確に判定できるよう、令和8年試験より、計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）において、問題数を増やし、1問あたりの配点の差を縮め、それに伴い各科目の試験時間の調整を行った。

③ 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応

試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる知識や能力に応じて適切なものとする必要があることから、以下の対応を進めている。

ア 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題

公認会計士は、財務書類の監査又は証明等を独占業務としており、会計や監査等に関する計算と理論の双方の知識や能力が求められることから、短答式試験と論文式試験の双方において、公認会計士に求められる能力を踏まえ、計算と理論の問題をバランスよく出題する必要がある。

このため、論文式試験において、令和8年試験より、思考力や論述力等を確認するため、一定の記述量を求める出題を行う。

イ 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

公認会計士試験の論文式試験で選択科目が設けられている趣旨からも、多様な試験合格者が輩出されていくために、どの科目を選択

したとしても公平に能力評価が行われるよう、各科目の難易度や得点換算方法等について検討を行っている。

ウ 公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題

公認会計士の業務については、IFRS 適用企業の拡大やグループ監査への対応等により英語との関わりが拡大しており、それに伴い公認会計士には一定の英語の能力が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、令和 7 年 12 月に「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」（P51 資料 2－3 参照）を公表し、令和 9 年第 I 回短答式試験より、財務会計論・管理会計論・監査論の 3 科目において英語による出題を行うこと、その実施にあたっては、出題規模・出題範囲等について、受験者の負担を考慮したものとする等々の考え方を示した。

また、特に導入 1 年目は出題実績がないこともあり、どの範囲からどのような問題が出題されるか予想しづらく、受験者にとっては準備・対策を行いにくい状況にあると考えられる。そのため、受験者の負担等を考慮した上で英語による出題の円滑な導入を図ることを目的として、導入当初の令和 9 年の短答式試験における出題の規模と範囲を絞り、令和 10 年以降、試験の実施状況等も踏まえ、複数年かけて段階的に調整していくことを示した（令和 8 年 5 月 25 日に「令和 9 年公認会計士試験短答式試験における英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲について」（P53 資料 2－4 参照）を公表）。

2. 公認会計士試験の実施状況

（1）令和 7 年公認会計士試験（P59 資料 2－5 参照）

令和 7 年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要は以下のとおりである。

《令和 7 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和 6 年 8 月 23 日	令和 6 年 9 月 12 日	令和 6 年 12 月 8 日	令和 7 年 1 月 17 日
第 II 回 短 答 式	令和 7 年 2 月 3 日	令和 7 年 2 月 25 日	令和 7 年 5 月 25 日	令和 7 年 6 月 20 日
論 文 式	—		令和 7 年 8 月 22 日 ～24 日	令和 7 年 11 月 21 日

《試験結果の概要》

区 分	令和 7 年試験	(参考) 令和 6 年試験
出願者 (a)	22,056 人	21,573 人
短答式試験受験者	19,800 人	19,564 人
短答式試験合格者 (b)	2,409 人	2,345 人
短答式試験免除者 (c)	2,256 人	2,009 人
論文式試験受験者 (b+c)	4,665 人	4,354 人
最終合格者数 (d)	1,636 人	1,603 人
合格率 (d/a)	7.4%	7.4%

ア 出願者

令和 7 年公認会計士試験の出願者は、22,056 人となっており、前年の 21,573 人に比べ 483 人 (2.2%) 増加した。

イ 短答式試験合格者 (P67 資料 2-6、P68 資料 2-7 参照)

- ・ 短答式試験受験者 19,800 人
- ・ 短答式試験合格者 2,409 人

ウ 論文式試験合格者 (最終合格者)

- ・ 論文式試験受験者 4,665 人
 - うち令和 6 年の短答式試験合格者 2,409 人
 - 短答式免除者 2,256 人
- ・ 最終合格者 1,636 人
 - (合格率 7.4% (最終合格者数/出願者数))
 - (論文式試験合格率 35.1% (最終合格者数/論文式受験者数))

合格者を年齢別にみると、25 歳未満が全体の 62.8%を占め、平均年齢は 24.6 歳であった (最高年齢は 54 歳、最低年齢は 16 歳)。

また、合格者を職業別にみると、「学生」「専修学校・各種学校受講生」が 999 人 (構成比 61.1%)、「会社員」が 89 人 (構成比 5.4%) であった。女性の合格者は 392 人 (構成比 24.0%) となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者 (注) は 669 人 (属人ベース) となった。

(注) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.1%。

(2) 令和8年公認会計士試験

令和8年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要等は以下のとおりである。

《令和8年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短 答 式	令和7年 8月29日	令和7年9月18日	令和7年12月14日	令和8年1月23日
第Ⅱ回 短 答 式	令和8年 2月2日	令和8年2月24日	令和8年5月24日	令和8年6月19日
論 文 式	—		令和8年8月21日 ～23日	令和8年11月20日

＜令和8年第Ⅰ回短答式試験（令和7年12月14日実施）結果の概要＞

- ・ 出願者 16,181 人
- ・ 答案提出者 12,533 人
- ・ 合格者 1,525 人 (P69 資料2－8参照)

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

審査会では、受験者の増加・裾野拡大を目的として、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和7年度においては、オンライン形式も併用し、16の大学で講演を実施した（P70 資料2－9参照）。

資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、財務局等と連携し、全国の大学等における講演活動等を積極的に行うなど、広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく。

また、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っていく。

4. 今後の課題

(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施

公認会計士試験のバランス調整を進めるにあたっては、受験者等の関係者の予測可能性を確保することが重要であり、見直しの具体的な内容や予

定等を事前に公表しつつ、引き続き円滑かつ着実な導入に取り組んでいく。

(2) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を引き続き行う。

(3) 不正受験対策

他の資格試験等で近年不正受験事例が発生していることや、デジタル機器が発達・小型化している状況等を踏まえ、顔写真付き本人確認書類による本人確認や、携行品の見直しなど、不正受験の態様に応じた新たな不正受験対策を適時に実施していく。

(4) 公認会計士試験のデジタル化

令和7年試験から全ての出願においてインターネットが利用できるようシステム改修を行い、併せて出願方法をインターネット出願に一本化したところであり、受験者の利便性向上等の観点から、システム改修の検討を引き続き行う。

また、論文式試験の受験者が増加する状況を踏まえ、既に一部の科目において導入済みのデジタル採点^(注)について、採点負担の軽減のため、未導入科目への拡大や、採点方法の高度化・効率化についての検討を行う。

(注) デジタル採点とは、答案用紙をスキャナーで取込みデジタル画像化し、PC画面上に表示して採点する採点方法。

(5) CBT 試験の導入に関する検討

公認会計士試験のデジタル化に関連し、司法試験等において令和8年試験からCBT(Computer Based Testing)方式の導入が予定されていることを踏まえ、受験者の利便性向上や採点負担の軽減等の観点から、同方式による試験の実施について検討を行う。

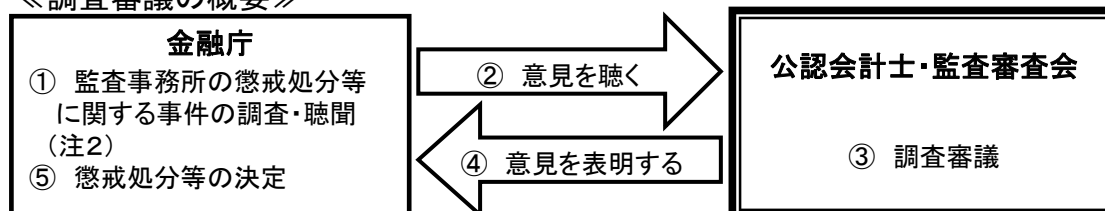
なお、公認会計士試験でのCBT試験の導入に関しては、受験者数が多く、試験会場・設備の確保に係るコストが増加することや、試験問題の形式・内容等をCBT方式に適したものに見直す必要があることなど、固有の課題も存在する。このため、他試験の導入状況等も踏まえつつ、試験の特性に応じた在り方について検討を進める必要がある。

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和7年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

審議を行った審査会		処分対象
事案1	第506回審査会（令和7年6月12日）	公認会計士1名
事案2	第515回審査会（令和7年10月23日）	公認会計士4名

事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官

の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 6 月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 1 月 (令和 6 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 23 日まで)

2. 処分理由

上記 1 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) の規定に基づく税理士業務の停止処分 1 月を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士 (4 名) に対する懲戒処分事案 (信用失墜行為) に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 10 月 31 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 4 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日まで)

・ 公認会計士 B

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 C

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 D

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

2. 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法の規定に基づく税理士業務の停止処分 (A 公認会計士 1 年 9 月、B 公認会計士 1 年 7 月、C 公認会計士 7 月、D 公認会計士 2 年) を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002) 年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF。現在は、金融安定理事会（FSB）に再構成）主催により、平成 16(2004) 年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D.C. において非公式に開催され、9 か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成 18(2006) 年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成 19(2007) 年 3 月に東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015) 年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016) 年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017) 年 4 月に、事務局が開設された。

（2）組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和 8(2026) 年 3 月末時点では 56 か国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる（P71 資料3－1 参照）。本会合は日本においても開催されており、平成19(2007)年・平成29(2017)年には東京で、令和6(2024)年には大阪において開催された。令和7(2025)年4月の第25回本会合は、ドイツ（ベルリン）で開催された。

平成29(2017)年4月には、前述の常設の事務局とともに、新たに16当局以内で構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述、日本もメンバー）、第1回代表理事会が東京で開催された。

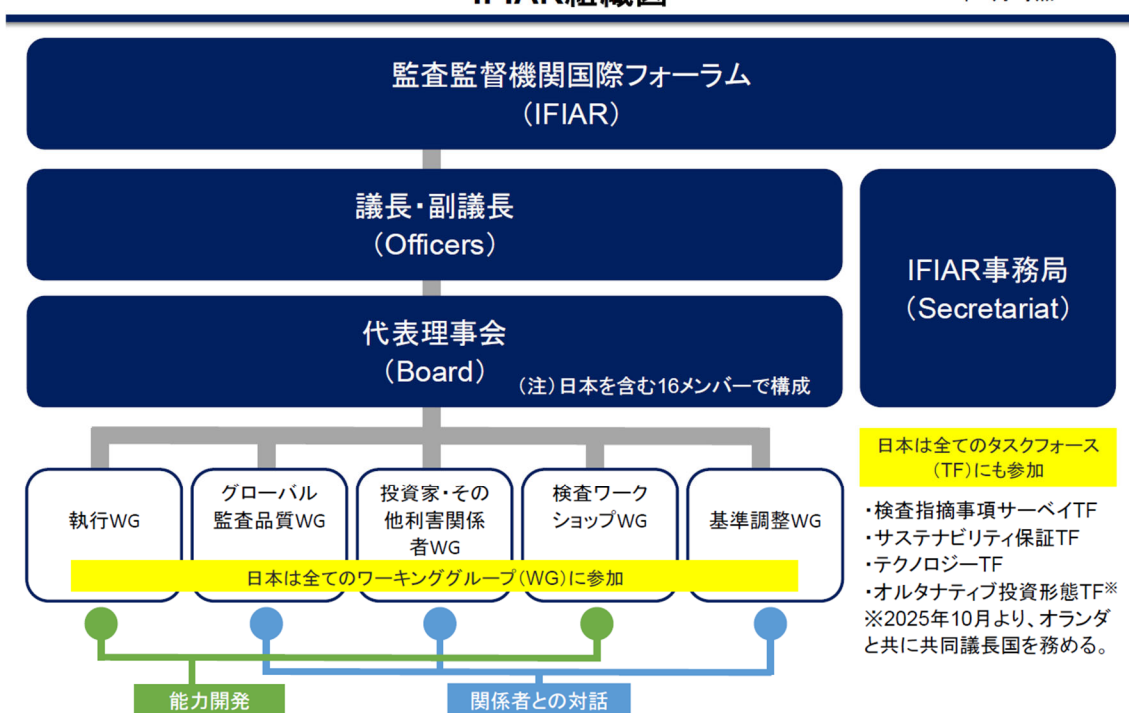
また、IFIARには、令和8(2026)年3月末現在、5つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の（3）イにおいて述べる。

これらの活動を支え、組織運営の役割を担う事務局は、先述のとおり、東京に所在し、令和7(2025)年10月には、令和6(2024)年8月末に退任した Carl Renner 初代事務局長の後任として、元ドイツのIFIAR 代表理事会メンバーである Julia Rendschmidt 氏が事務局長に就任した。

IFIAR の活動は、IFIAR 事務局による運営の下、IFIAR 議長及び副議長が牽引している。審査会及び金融庁の職員も、令和3(2021)年4月から令和5(2023)年4月まで副議長、令和5(2023)年4月から令和7(2025)年4月まで議長を務め、IFIAR の活動・議論を主導した。

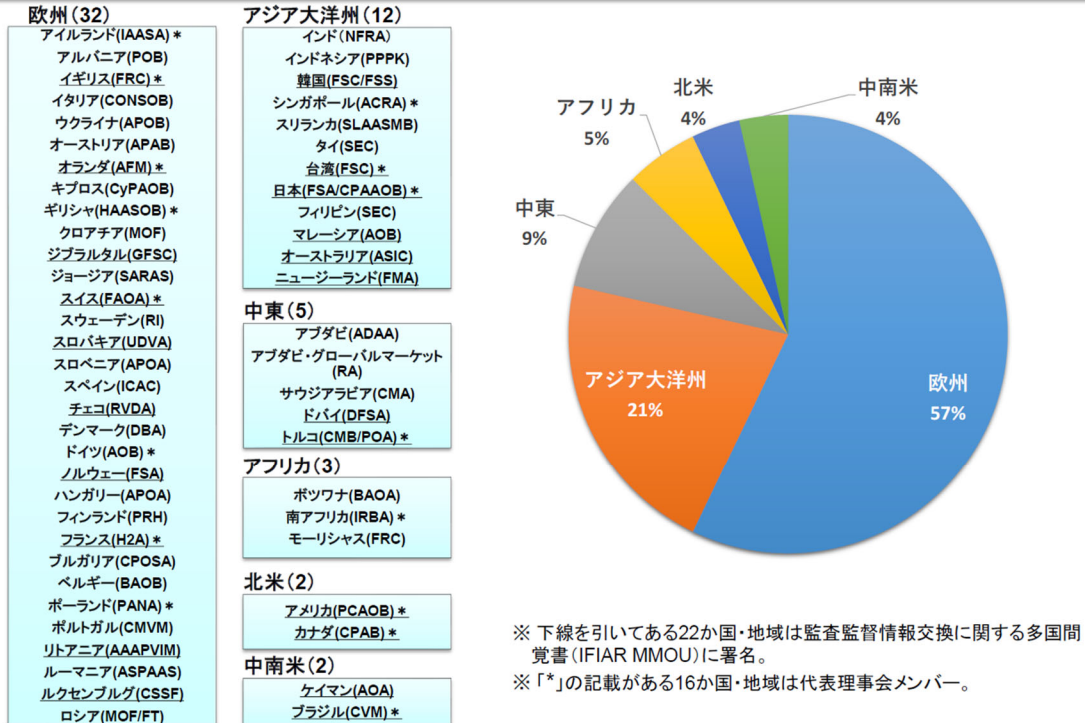
IFIAR組織図

2026年3月時点



IFIAR加盟メンバー構成 56か国・地域

2026年3月時点



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第25回ベルリン本会合

令和7(2025)年4月8日から10日までの日程で、第25回IFIAR本会合がドイツ・ベルリンにおいて開催された。

当該会合では、IFIAR正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、中小監査法人の監査品質の向上、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用増加など新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた (P72 資料3-2-1、P73 資料3-2-2 参照)。

さらに、6大監査ネットワーク (注) のCEOとのセッションでは、各ネットワークのガバナンス戦略、監査や監査品質の向上に向けた取組、AIの活用に向けた計画、監査法人へのプライベート・エクイティ (PE) 投資等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) 代表理事会

平成 27(2015) 年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（代表理事会）によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017) 年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の計 16 当局で構成される意思決定機関であり、日本は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29(2017) 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3(2021) 年 4 月の本会合において指名理事に再選された（任期は 4 年間）。

代表理事会は、IFIAR のガバナンス機関として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 7(2025) 年度においては、同年 4 月にベルリン会合、6 月にオンライン会合、10 月にロンドン会合、12 月にオンライン会合、令和 8(2026) 年 2 月にシンガポール会合が開催された。

(ウ) 検査指摘事項報告書

平成 24(2012) 年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

14 回目となった令和 7(2025) 年調査（P76 資料 3－3 参照）には、52 当局が参加した。本報告書は、令和 8(2026) 年 4 月 13 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率（注）を集計しており、調査を開始した 2014 年調査の 47% から令和 4（2022）年調査の 26% へと減少傾向が続いていたが、令和 5（2023）年調査で増加に転じて以降、令和 7(2025) 年調査でも前年比で上昇し 35% となり、増加傾向が続いている。その結果を受け、IFIAR は 6 大監査ネットワークに対して監査品質の一貫性と持続的な改善の必要性を伝えると共に、監査品質向上のための根本原因分析に基づく実効的な改善策の取組を求めている。

（注）検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも 1 つの重要な不備があったものの割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014 年	～	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
47%		30%	26%	32%	34%	35%

なお、後述するグローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQWG）は、6大監査ネットワークと連携し、検査指摘率の削減目標を定めている。令和元（2019）年には、令和5（2023）年までの4年間で、目標設定に同意するIFIARメンバー（全メンバーの約半数）の検査結果に基づく指摘率を32%から24%以下に削減することを、6大監査ネットワークに対して求めていたが、当該目標は未達であった。それを受けて、令和5（2023）年には、令和9年（2027）年までの4年間で、検査指摘率の集計に参加する全てのIFIARメンバーの検査結果に基づく指摘率を32%から24%以下に削減する新たな目標を、6大監査ネットワークの合意の下掲げている。

イ 各ワーキング・グループ等における活動

（ア）グローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQWG）

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和7（2025）年度においては対面形式で、10月にロンドン会合及び令和8（2026）年3月にニューヨーク会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける不備の根本原因分析の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

また、GAQWGでは、平成27（2015）年9月より、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するオンライン会議（リスクコール）を開催している。日本は第6回（平成30（2018）年11月）から米国に替わり議長を務めており、リスク認識の可視化を目的としたダッシュボードの作成に取り組んでいる。第13回（令和7（2025）年12月）では、監査法人へのPE投資や経済的不確実性等、監査品質に影響し得るリスク要因や課題について、各当局の対応策も含めて議論を行った。

（イ）基準調整ワーキング・グループ（SCWG）

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

令和7（2025）年度には、オンライン会合の他、令和8（2026）年3月にアムステルダムで対面会合を開催し、IAASB議長やIESBA議長、公益監視委員会（PIOB）スタッフとの議論を行った。

（ウ）検査ワークショップ・ワーキング・グループ（IWWG）

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P77 資料3－4 参照）。

令和 8（2026）年 3 月に対面形式でキプロスにて開催を予定していた第 20 回検査ワークショップは、中東情勢の影響により延期されたが、一部バーチャルセッションが実施され、日本は、オランダとともに、財務諸表監査における不正の検査に係るプレゼンテーションを行った。

（エ）投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ（IOSWG）

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としている。また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、日本からは三井千絵氏（野村総合研究所）がメンバーとして参加（任期は令和 10（2028）年 4 月まで）。

令和 7（2025）年 4 月の IFIAR 本会合では、監査法人と外部ステークホルダーとの対話や、監査報告書における監査上の主要な検討事項（KAM）の記載をテーマに、諮問グループの代表者との意見交換等を行った。

（オ）執行ワーキング・グループ（EWG）

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ（隔年）及び執行サーベイ（4 年毎）を軸として活動している。

令和 6 年（2024）10 月には、ワシントン DC において対面会合を開催し、令和 7（2025）年度執行ワークショップに向けた議論を行った。

（カ）タスクフォース※（TF）

サステナビリティ保証タスクフォース（SATF）は、サステナビリティ報告及びサステナビリティ報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行っている。令和 5 年（2023）年 12 月に公表した声明等を踏まえて、メンバー間の情報共有の観点から、国際サステナビリティ基準の動向に係るウェビナーの開催や、各国におけるサステナビリティ情報の報告・保証制度の導入状況に係る調査の実施等の取組を進めている。

テクノロジータスクフォース（TTF）は、主に 6 大監査ネットワーク等の監査法人における自動化ツールやテクノロジー（ATT：Automated

※ タスクフォースは、代表理事会の下に、時限的又は特定の課題に関する作業を行うために設置されるものであり、常設のワーキング・グループとは異なる位置付け。

Tools & Techniques) の活用について議論を行っている。

また、近年、監査法人に対する PE 投資が拡大する中、IFIAR は、令和 6 年(2024)年 12 月に声明を公表し、こうした動向がもたらす機会とリスクの双方に着目し、動向を注視していく方針を発信した。この方針を踏まえ、令和 7(2025)年 10 月には、オルタナティブ投資形態タスクフォース(AFITF)を設立し、監査法人に対する PE 投資等のオルタナティブ投資の動向を調査・分析し、それらが監査品質に与える影響等について議論を行っている。なお、日本は、AFITF 設立時よりオランダと共同議長国を務めている。

この他、検査指摘事項サーベイタスクフォース(IFSTF)では、前述の検査指摘率の集計結果等の取りまとめを行っている。

日本は、これら 4 つのタスクフォース全てにメンバーとしても参加している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、主に以下のような活動を行っている(P78 資料 3-5 参照)。

- ・ IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
- ・ IFIAR における国際的な議論の国内への還元と、国内における問題意識の国際的な議論への双方向の還元
- ・ IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介

令和 7(2025)年 5 月には第 9 回総会が開催され、監査法人とその他ステークホルダー(投資家等)とのコミュニケーション、テクノロジーの活用並びに IFIAR の役割について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ カナダ公共会計責任委員会 (CPAB : Canadian Public Accountability Board)

- ・ マレーシア監査監督委員会 (AOB : Audit Oversight Board of Malaysia)
 - ・ オランダ金融市場庁 (AFM : the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
 - ・ ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF : Commission de Surveillance du Secteur Financier)
 - ・ 英国財務報告評議会 (FRC : Financial Reporting Council)
 - ・ フランス会計監査役高等評議会 (H2A : Haute autorité de l'audit ※2024 年 1 月に H3C から名称変更)
 - ・ スイス連邦監査監督庁 (FAOA : Federal Audit Oversight Authority) ※
- ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化に伴い、監査業務もクロスボーダー化が進展することで、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。近年では、監査における AI の活用やサステナビリティ情報の開示・保証の制度化、監査法人に対する PE 投資等が進展しており、監査を取り巻く環境は大きく変化している。

これらの環境変化が監査法人のガバナンスや監査品質に及ぼし得る影響は、国際的な課題として認識されつつあり、こうした課題に対応するため、各国の監査監督当局が相互に議論を深め、情報共有や連携を一層強化していくことが不可欠となっている。各国の監査監督当局においては、より効果的・効率的なモニタリングを行うため、モニタリングのアプローチやリソース配分のあり方を見直すことも重要な課題となっている。こうした中、審査会としても、国内のモニタリングの高度化に資するよう、国際的な動向を注視し、必要な情報について国内に還元していく。

また、IFIAR を通じた国際連携・貢献に関しては、IFIAR 代表理事国及び事務局ホスト国として、以下の取組を強化していく。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動への建設的な貢献を図ると共に、多国間の協力関係を一層強化し、さらに IFIAR としての対外的な発信力を高めることで、グローバルな監査品質の向上に寄与する。
- ・ IFIAR 事務局の円滑、かつ発展的な運営に向け、令和 7 年(2025)年 8 月に就任した新事務局長を中心とする組織運営に対して、時宜を得た意義のある支援を継続する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、IFIAR における国際的な議論を国内の利害関係者に共有するとともに、国内での議論を国際的な議論に反映させるなど、双方向の還元を図り、併せて IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

資 料 編

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 日本公認会計士協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、日本公認会計士協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

昭和 23 年 8 月	・ 公認会計士法の施行。 ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
昭和 24 年 6 月	・ 「会計士管理委員会」が廃止。 ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
昭和 25 年 4 月	・ 「公認会計士審査会」が廃止。 ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
昭和 27 年 8 月	・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。 ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
平成 13 年 1 月	・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。 ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
平成 16 年 4 月	・ 改正公認会計士法の施行。 ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。 ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③日本公認会計士協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

令和8年6月18日現在

会長（常勤）	あ お き 青木	まさあき 雅 明	元東北大学大学院経済学研究科教授 東北大学名誉教授
委員（常勤）	かにえ 蟹江	あきら 章	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 北海道大学名誉教授
委員（非常勤）	いの 井野	たかあき 貴 章	公認会計士 (PwC Japan 有限責任監査法人パートナー)
委員（同）	うえだ 上田	りょうこ 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
委員（同）	かわむら 川村	よしのり 義則	早稲田大学商学学術院教授
委員（同）	こぶ 古布	かおる 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部 日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
委員（同）	しおたに 塩谷	きみろう 公 朗	前(公社)日本監査役協会会長
委員（同）	たま い 玉 井	ゆう こ 裕 子	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所パートナー)
委員（同）	ちば 千葉	みちこ 通子	公認会計士
委員（同）	みやもと 宮本	さ ち こ 佐知子	(公財)日本証券経済研究所シニアフェロー (特別研究員)

公認会計士・監査審査会の開催状況

令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日、計24回

回	開催日	主な議題
502	7. 4. 17	(1) 会長の代理の指名について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験試験委員選任小委員会、公認会計士試験実施検討小委員会及び公認会計士試験試験問題調整小委員会の委員及び小委員長の指名・承認について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
503	7. 4. 24	(1) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に関する事項について (2) 国際関係について ○ IFIAR が公表した「2024 年検査指摘事項報告書」について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
504	7. 5. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に関する事項について (3) 国際関係について ○ 第 25 回 IFIAR 本会合の概要について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
505	7. 5. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 「公認会計士試験のバランス調整について—受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し—」(案)について ○ 令和7年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について ○ 令和8年公認会計士試験の実施日程(案)について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
506	7. 6. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分等に関する事項について ○ 金融庁長官から意見を求められた公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 公認会計士試験について ○ 令和7年の公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果について ○ 令和7年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
507	7. 6. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 最近の監査関連の国際情勢について (3) 公認会計士・監査審査会の活動状況について ○ 令和6年度の「公認会計士・監査審査会の活動状況（案）」について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 令和6年度品質管理レビューの審査結果及び実務者レベル検討会の状況について ○ 「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）（案）」について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
508	7. 7. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験論文式試験について ○ その他公認会計士試験について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 「令和7年版モニタリングレポート（案）」及び「令和7事務年度モニタリング基本計画（案）」について
509	7. 7. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
510	7. 8. 7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
511	7. 8. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験論文式試験の実施状況について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 日本公認会計士協会による2024年度品質管理レビューの年次報告及び上場会社等監査人登録制度に係る対応に係る説明について ○ 審査及び検査に係る案件について
512	7. 9. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験全体調整小委員会の設置等について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
513	7. 9. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
514	7. 10. 9	(1) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
515	7. 10. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分等に関する事項について ○ 金融庁長官から意見を求められた公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験第I回短答式試験の出願状況等について ○ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
516	7. 11. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験の結果等について ○ 令和8年及び令和9年公認会計士試験の試験委員候補者について ○ 博士号取得者の試験免除申請について

回	開催日	主な議題
517	7.11.20	(1) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験の出題範囲の要旨について ○ 令和8年公認会計士試験の実施日程（案）について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
518	7.12.4	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
519	7.12.18	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の実施状況について ○ 公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
520	8.1.8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果について (3) その他について ○ 公認会計士・監査審査会の運営等について
521	8.1.22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
522	8.2.5	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について ○ 日本取引所自主規制法人による日本取引所自主規制法人の活動状況等に係る説明について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
523	8. 2. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 監査監督を巡る諸外国の動向について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
524	8. 3. 5	(1) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査会の運営等に関する事項について (4) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に係る事項について (5) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
525	8. 3. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

公認会計士試験制度の概要

受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上中旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法
選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○3年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)
※日本公認会計士協会による修了審査を含む

(注)実務経験

①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

(実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

公 認 会 計 士

「公認会計士試験のバランス調整について」(令和7年6月公表)【概要】①

<公認会計士試験を取り巻く状況>

- ・ 公認会計士試験の受験者数は、平成18年の新試験導入後、いわゆる「待機合格者問題」に伴い1万人程度まで減少したのち、最近では2万人を超える水準まで増加。
- ・ 受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、一方で、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となっているなど、それぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題がみられる状況。

- **短答式試験**は、合格率が低すぎることや1問あたりの配点が高い問題が合否に与える影響が大きいこと等から、必要な知識を体系的に理解していても合格できない者が多数生じ得る状況。
- **論文式試験**は、合格率が比較的高いことや科目によっては記述問題の分量が減少していること等から、必要な思考力や応用能力等を十分に訓練できていなくても合格し得る状況。

<公認会計士を取り巻く状況>

- ・ 監査の品質管理の強化が求められると同時に、監査業務における英語との関わりやITの活用が進むほか、サステナビリティ情報の開示・保証の導入に向けた動き。
⇒ 公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大。

よりの確に受験者の能力を判定できるよう、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、試験運営の枠組みや出題内容等について見直し（試験の「**バランス調整**」）を行う必要。

「公認会計士試験のバランス調整について」【概要】②

【対応①】 短答式試験と論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）【令和 9 年試験より実施】

- ・ 短答式試験の合格率が低く、受験者が正誤問題が中心の短答式試験に注力せざるを得ない状況は、試験合格者の資質や能力の確保の観点から懸念。

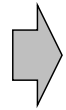


より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験での適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させる。（論文式試験の合格基準の水準を引上げ。）

※ これにより短答式試験の合格率は上昇、論文式試験の合格率は低下することが見込まれる。

【対応②】 短答式試験の 1 問あたりの配点及び試験時間等の調整 【令和 8 年試験より実施】

- ・ 短答式試験の計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）では、試験時間の制約から問題数が少なくなっており、受験者の能力等を的確に判定する観点から課題。
（また、問題数が少ないことにより 1 問あたりの配点が高く、これらの問題が合否に与える影響が大きい。）

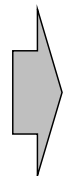


受験者の能力等をよりの確に判定できるよう、計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）において、問題数を増やし、1 問あたりの配点の差を縮める。（それに伴い試験時間も調整。）

※ 各科目の配点（合計点）及び計算問題と理論問題の合計点の割合について変更を行うものではない。

【対応③】 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応

- ・ 試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる知識や能力に応じて適切なものとする必要。



（1）短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題 【令和 8 年試験以降、随時対応】

- ・ 論文式試験では、思考力や論述力等を確認するため、一定の記述量を求める出題が必要。

（2）論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

- ・ 受験者数が少ない選択科目においても適正な能力判定が行えるよう得点換算方法等について検討。

（3）公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題

- ・ 英語による出題、サステナビリティ情報の開示・保証及び IT の活用に関する出題について検討。

公認会計士試験のバランス調整について

〔 受験者の能力のよりの的確な判定に向けた
試験運営の枠組みや出題内容等の見直し 〕

令和7年6月

公認会計士・監査審査会

<目次>

はじめに	1
1. 新試験導入以降の公認会計士試験の状況	2
(1) 新試験導入以降の公認会計士試験の受験者数及び合格者数の動向	
(2) 最近の受験者及び合格者等の状況	
2. 受験者数の増加に伴う影響及び公認会計士試験のバランス調整の必要性	4
(1) 短答式試験と論文式試験の合格率等の状況	
(2) それぞれの試験の位置づけ・役割と受験者数の増加に伴う試験の歪み	
(3) 公認会計士試験のバランス調整の必要性	
3. 短答式試験及び論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）	6
(1) 問題意識	
(2) 合格基準等の見直し内容	
(3) 論文式試験の採点負担の軽減	
4. 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整	9
(1) 問題意識	
(2) 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整内容	
5. 試験問題の出題や能力判定に関する課題への対応	11
(1) 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題	
(2) 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化	
(3) 公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題	
おわりに	15

はじめに

平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験（新試験）となってから、約 20 年が経過した。この間、公認会計士試験の受験者数は、新試験導入以降に大きく減少したのち、最近では 2 万人を超える水準まで増加している。

また、公認会計士を取り巻く状況を見ると、監査の品質管理の強化のほか、監査業務における IT の活用やサステナビリティ情報の開示・保証の導入に向けた動きなどに伴い、公認会計士に求められる知識や能力が拡大している。

同時に、金融庁においては、資本市場に関する施策として資産所得倍増や資産運用立国に関する取組を進めており、インベストメントチェーンの好循環を支える基盤として、市場規律が十全に機能するようマーケットガバナンスを高め、資本市場の信頼性を確保することが必要となる。そのためにも、投資先の企業が開示する財務情報の信頼性を確保する監査業務が適切に機能し続けることが重要であり、その監査業務を担う公認会計士の資質や能力の確保は重要な課題となる。

なお、世界的に見ると、会計・監査業界への志望者や監査業務の従事者は減少しており、日本においても、公認会計士の資質や能力の確保とともに、監査業務を担う能力の高い公認会計士を継続的に確保し続けていくことが重要な課題となる。

公認会計士の資質や能力の確保については、公認会計士の選考・育成過程全体で対応していく必要がある。公認会計士試験に合格した後、実務補習及び実務経験を経て、公認会計士として登録した後も継続的専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）等において能力開発を行っていくこととなる。こうした公認会計士の資質や能力の開発については、日本公認会計士協会においても検討が行われている。

このような中で、公認会計士試験は、公認会計士の選考・育成過程のスタート段階の試験であり、今後も、公認会計士試験を経て監査業務の担い手や経済社会における会計人材となる能力の高い合格者が輩出されていくことが重要となる。

このような問題意識から、公認会計士・監査審査会では、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、公認会計士試験の試験運営の枠組みや出題内容等について見直し（試験の「バランスの調整」）を行う必要がないか、公認会計士試験の関係者（試験委員、会計専門職大学院、日本公認会計士協会、監査法人及び受験予備校など）にヒアリングを行いつつ検討を行い、その内容を取りまとめたものである。

1. 新試験導入以降の公認会計士試験の状況

(1) 新試験導入以降の公認会計士試験の受験者数及び合格者数の動向

公認会計士試験は、平成 15 年の公認会計士法改正に基づき、平成 18 年に現在の形式の新試験が導入された。

新試験では、経済社会を支える公認会計士の量的拡大を図る観点から、年間 2,000 人から 3,000 人の合格者を出すことを想定して試験運営が行われ、新試験の導入当初の合格者数は 4,000 人程度となっていた¹。

しかしながら、経営環境の変化から監査業界の採用者数が減少したほか、合格者の企業等への就職も進まず、論文式試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができず²、公認会計士の資格を取得できない者が多数生じる、いわゆる「待機合格者問題」が発生した。

このような状況に際し、金融庁から、合格者数について抑制的に運用することが望ましい、との要請を受けたこともあり、公認会計士試験の合格者数を、平成 23 年試験では 1,511 人、平成 24 年試験では 1,347 人と、大きく絞り込んだ。これに伴い、公認会計士試験の合格率が低下し、受験者数も、平成 22 年試験の 25,648 人から平成 27 年試験には 10,180 人へと、大きく減少した。

その後、合格者の就職環境が改善する中、公認会計士試験の受験者数は徐々に増加し、最近では 2 万人を超える水準まで回復している。また、合格者数も、待機合格者問題により合格者数を絞り込んだ時期を上回る水準(約 1,600 人)まで増加している。

(2) 最近の受験者及び合格者等の状況

① 受験者や合格者の属性

公認会計士試験の受験者数と合格者数が増加する中で、最近では、受験者や合格者に占める学生の割合が大きく増加している³。それに伴い、合格者の平均年齢も低下し、新試験の導入当初は、合格者の平均年齢は、26 歳から 27 歳程度であったのに対し、最近では 24 歳台となっている。

また、女性の割合は、最近では、受験者で 25%程度、合格者で 20%台前半となっている。政府として女性活躍の取組を進める中で、女性の受験者や合格者を増やすことが引き続き課題となっている。

¹ 新試験の導入当初の合格者には、公認会計士試験の旧二次試験合格者で、新試験の論文式試験において追加で監査論と租税法の 2 科目を受験し、合格した者も相当数含まれている。

² 公認会計士となるためには、公認会計士試験の合格のほか、実務補習と実務経験を経る必要があり、監査法人に就職できず監査業務を行えない者は、実務経験の要件を満たすことができず、公認会計士となることができない。(ただし、監査法人以外の民間企業における会計関係などの一定の実務経験も公認会計士となるための資格要件として認められている。)

³ 社会人の受験者数には大きな変化は見られないが、学生の受験者数が大きく増加している。

② 公認会計士の登録者数の状況等

公認会計士試験の合格者の多くは、試験合格後に監査法人に就職し、実務補習及び実務経験を経て、公認会計士となっている。公認会計士の登録者数は、新試験導入後約20年の間に、約1万6千人（平成18年3月末時点）から約3万6千人（令和7年3月末時点）へと、2倍以上に増加している。

このように公認会計士の登録者数は増加しており、経済社会全体の会計人材の数は充実してきている。一方で、監査法人に所属する公認会計士の数は、毎年一定数の離職者が生じることもあり、最近10年程度の間、概ね横ばいとなっている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明等を独占業務とし、企業が開示する財務情報の信頼性を確保する役割を担っており、我が国の資本市場が発展するためには、公認会計士が行う監査業務が適切に機能し続けることが重要である。

そのためには、監査の担い手として能力の高い公認会計士を継続的に確保する必要があり、公認会計士試験を目指す受験者の裾野を拡大し、公認会計士試験を経て能力の高い合格者が輩出されていくことが必要となる。

また、監査の担い手を確保するためには、監査法人からの離職者が過大にならないよう、公認会計士の働き方の改善や仕事の質を高めることなどにより監査業務の魅力向上を図ることも必要となる。

2. 受験者数の増加に伴う影響及び公認会計士試験のバランス調整の必要性

(1) 短答式試験と論文式試験の合格率等の状況

公認会計士試験は、短答式試験と論文式試験の2段階の試験であるが、公認会計士試験の受験者数が2万人を超える中で、公認会計士試験の最終合格率⁴は、令和6年試験で7.4%となり、過去と比較しても低い水準となっている。

このような中で、短答式試験と論文式試験のそれぞれの試験の状況を見ると、論文式試験では、試験の安定的な運営等の観点から、論文式試験の受験者数を大きく変化させておらず、論文式試験の合格率は、概ね30%台後半で推移している。

一方で、短答式試験では、合格者数を大きく増やしておらず、最近では、短答式試験の合格率は、年間2回の試験を合わせて10%台前半、また、各回の合格率は一桁台となっている。

このように、現在の公認会計士試験は、短答式試験の合格率が低く、一方で、論文式試験の合格率が相対的に高いものとなっている⁵。

(2) それぞれの試験の位置づけ・役割と受験者数の増加に伴う試験の歪み

公認会計士試験の短答式試験と論文式試験のそれぞれの位置づけ・役割は、以下のようになるものとなっている⁶。

- ・ 短答式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験。
- ・ 論文式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験。

短答式試験は、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているかを判定する試験であるにもかかわらず、現状では、合格率が低すぎることや1問あたりの配点の高い問題が可否に与える影響が大きいこと等から、必要な知識を体系的に理解していても合格できない者が多数生じ得る状況にあると考えられる。

一方で、論文式試験は、現状では、合格率が比較的高いことや科目によっては記述問題の分量が減少していること等から、必要な思考力や応用能力等を十分に訓練できていなくても合格し得る状況にあると考えられる。

⁴ 公認会計士試験の出願者数（名寄せ後）に対する論文式試験の合格者数の割合。

⁵ 二段階で試験がある他の資格試験の状況を見ると、マークシートの一段階目の試験の合格率が相対的に高く、記述の二段階目の合格率の方が相対的に低い試験が多い。

⁶ 平成19年10月公表の「公認会計士試験実施の改善について」参照。

（３）公認会計士試験のバランス調整の必要性

このように、現在の公認会計士試験は、受験者数が増加する中で、短答式試験と論文式試験のそれぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題があり、合格者の資質や能力の確保にも懸念が生じ得る状況にあると考えられる。

また、新試験導入から約 20 年が経過する中で、監査の品質管理の強化が求められると同時に、監査業務における IT の活用やサステナビリティ情報の開示・保証の導入に向けた動きが見られるなど、公認会計士を取り巻く状況が変化しており、それに伴い、公認会計士や公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大していると考えられる⁷。

公認会計士試験を経て、今後も引き続き能力の高い合格者が輩出されていくためには、法令で規定されている現行の試験制度の下、よりの確に受験者の能力を判定できるよう、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、試験運営の枠組みや出題内容等について見直し（試験の「バランス調整」）を行う必要がある。

⁷ 海外の公認会計士試験の状況を見ると、最近では、アメリカの USCPA 試験においては、2024 年 1 月に、公認会計士に求められるスキルの変化やテクノロジーへの対応等の観点から、選択科目の導入などの科目構成の変更を含む試験の見直しが行われている。また、イギリスの ACCA 試験においては、変化する業界のニーズに対応するため定期的にシラバスの変更が行われているが、2024 年 9 月に、監査基準や品質管理基準等の変更に対応するため、シラバスの見直しが行われている。

3. 短答式試験及び論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）

（1）問題意識

公認会計士試験は、受験者数の増加に伴い、一段階目の試験である短答式試験の合格率が低下している⁸。

短答式試験は、公認会計士試験の一段階目の試験（論文式試験の前捌きの試験）であることから、短答式試験の合格率があまりにも低すぎると、受験者の受験意欲を削ぎ、公認会計士試験の志願者数の減少につながるおそれがある。

また、短答式試験の合格率が低いと、受験者は、短答式試験に合格するために、まず正誤判定の問題が中心である短答式試験の勉強に注力せざるを得ない。一方で、論文式試験の合格率は比較的高いため、短答式試験に合格した後に論文式試験の勉強が十分に深まらなくても合格し得る状況となっていると考えられる。このような状況は、試験合格者の資質や能力の確保の観点から懸念がある。

このため、より多くの受験者が論文式試験を受験し、それに伴い論文式試験において適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（論文式試験を受験する資格を得ることになる短答式試験の合格者数）を増加させることが望ましい⁹。

このような問題意識を踏まえ、以下の対応を行う。

（2）合格基準等の見直し内容

① 短答式試験の合格基準等

短答式試験の合格者数を増加させる。（短答式試験の合格者は、論文式試験を受験する資格を得るため、短答式試験の合格者の増加に伴い、論文式試験の受験者数が増加することとなる。）

短答式試験の合格者の増加に伴い、短答式試験の各回の合格率は上昇することが見込まれる。ただし、短答式試験の実際の合格基準は、平均点の状況次第で変動し得ることから、短答式試験の合格基準の水準は、現状（総得点の70%）から変更しない。（⇒短答式試験の合格基準は、総得点の70%を基準として、出題された問題の難易度等も踏まえ、審査会が相当と認めた得点の比率とする。）

⁸ ここ数年の短答式試験の合格率は、年間で10%台前半となり、年間2回ある短答式試験の各回の合格率は一桁台となっている。この短答式試験の合格率は、他の資格試験の一段階目の試験と比べても低い水準である。

⁹ 公認会計士試験の最終的な合格者数の規模を現状と同様とすると、短答式試験の合格者数を増加させることで短答式試験の合格率が上昇し、それに伴い論文式試験の受験者数を増加させることで論文式試験の合格率が低下することになる。

② 論文式試験の合格基準等

論文式試験の受験者数の増加に伴い、論文式試験の合格基準となる得点比率の水準を、現状の「52%」から「54%」に引き上げる¹⁰。(⇒論文式試験の合格基準は、得点比率 54%を基準として、得点分布の状況等をも踏まえ、審査会が相当と認めた得点比率とする。)

また、論文式試験の一部科目合格の基準は、現状では「合格者の平均得点比率」を基準としているが、合格基準となる得点比率の水準の引上げに伴い、「各科目の答案提出者の上位 15%の人数にあたる者の得点比率」とする。(⇒論文式試験の一部科目合格者は、各科目の答案提出者の上位 15%の人数にあたる者の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上の得点比率を得た者とする。)

③ 論文式試験の合格基準の水準の引上げ時期及び段階的な引上げ

論文式試験の合格基準となる得点比率の水準の引上げ(「52%」から「54%」への引上げ)に伴い、論文式試験の合格率は 10%程度低下することが見込まれる。このため、激変緩和の観点から、論文式試験の合格基準は、令和 9 年試験より 3 年から 4 年かけて段階的に引上げを行う。

なお、短答式試験の合格者は、短答式試験の合格後 2 年間、短答式試験が免除され論文式試験を受験することができることから、令和 9 年試験より論文式試験の受験者数を増加させる(論文式試験の合格基準を引き上げる)ため、その前年の令和 8 年試験より短答式試験の合格者数を増加させる。

(3) 論文式試験の採点負担の軽減

論文式試験の受験者数を増加させるには、試験運営上、論文式試験の採点負担の増加への対応が大きな課題となる。このため、合格基準の引上げと併せて、以下の取組を進める。

① 試験委員(採点者)の増加

公認会計士試験では、試験の問題作成や採点を行う試験委員に大学教授や公認会計士を任命し、論文式試験では、受験者一人の答案を複数の試験委員で採点している¹¹。最近では、論文式試験の受験者数が 4,000 人を超えており、試験委員の採点負担が大きくなっている。

¹⁰ 論文式試験の合格基準を 52%から 54%に引き上げることにより、論文式試験の合格率(欠席者込み)は、現状の 30%台後半から 20%台後半に低下することが想定される。

¹¹ 論文式試験の採点にあたっては、試験委員間で採点の格差が生じ得ることから、採点の客観性を確保するため、同一の答案を複数の試験委員で採点している。

試験の採点について、他の資格試験では、問題作成を行う試験委員のほかに採点のみを行う試験委員を任命して採点を行っている例がある。このため、他の資格試験も参考に、新たに採点のみを行う試験委員を増やし、論文式試験の受験者数の増加に対応する。

なお、採点のみを行う試験委員を設ける場合には、試験問題の作成やチェックに関わっていない者が採点を行うことになるため、採点にあたり採点者間の目線合わせを従来以上に丁寧に行う必要がある。

② 採点期間の拡大

現状では、論文式試験の試験日から合格発表までの約3か月の期間（この間には、答案用紙の回収等の事務作業や合否判定に関する作業などを行う期間も含まれており、試験委員が採点を行う期間は実質的には約1か月半）で採点を行っている。

今後、論文式試験の答案用紙の回収から採点開始までの事務的な作業期間などを見直し、試験委員が採点を行うことが可能な期間（日数）の拡大を図る。

なお、論文式試験の試験日から合格発表までの期間を延ばす¹² ことで採点期間を拡大することも考えられるが、受験者にとって試験日から合格発表までの不安定な期間が延びるほか、監査法人の採用時期等にも影響が出ることから、論文式試験の試験日から合格発表までの期間は変更しない¹³。

③ 採点の工夫等

令和6年試験から、試験委員の採点負担の軽減のため、答案用紙のデータを取り込みパソコンの画面上で採点を行うデジタル採点を一部の科目で導入している。

今後、デジタル採点の拡大や利便性の向上を進めるほか、さらに論文式試験におけるC B T（Computer Based Testing）試験の導入についても検討を行うなど、I Tの活用により試験委員の負担の軽減を図る。

なお、論文式試験における採点者の一番の負担は、字が汚い、字が薄い、または、小さい字で詰め込むように書かれた答案の判読に時間を要することである。そのため、そもそも容易に判読できない答案は採点されない旨について、受験者に対し、受験案内等で強く注意喚起を行う。

¹² 例えば、司法試験では、試験日から合格発表まで約4か月の期間を要している。

¹³ 公認会計士試験では、例年11月中旬ごろに合格発表を行っており、12月にかけて監査法人の採用活動が行われている。その後、2月ごろに試験合格者が監査法人に入所し、3月期決算の企業の監査に向けて研修等が行われている。

4. 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整

(1) 問題意識

短答式試験では、平成18年の新試験導入以降、各科目の問題数が調整されてきた結果、計算問題のある科目（財務会計論及び管理会計論）において、配点（合計点）に対して問題数が少なくなっている。このような状況は、基本的な問題を幅広く出題する短答式試験の位置づけ・役割及び短答式試験において受験者の知識や能力等を的確に判定する観点から課題がある。

（参考）現在の短答式試験の各科目の配点、試験時間及び問題数

- ・財務会計論：配点200点、試験時間120分、問題数28問
- ・管理会計論：配点100点、試験時間60分、問題数16問
- ・監査論：配点100点、試験時間60分、問題数20問
- ・企業法：配点100点、試験時間60分、問題数20問

また、計算問題のある科目においては、問題数が少ないことにより1問あたりの配点が高くなっており、受験者数が増加し短答式試験の合格率が低下している中で、配点が高い問題を正解できたかどうかの影響が大きくなっている¹⁴。

このため、短答式試験において、受験者が十分に実力を発揮し、同時に、受験者の能力等をよりの的確に判定できるよう、計算問題のある科目において問題数を増やし、1問あたりの配点の差を縮める必要がある。

ただし、問題数を増やす場合でも、受験者の負担等を考えると短答式試験を2日間の試験とすることは難しく、試験時間全体の増加（試験の終了時間の延長）は限定する必要がある。このため、各科目の試験時間について、計算問題を解くには相応の時間を要し、一方で、選択肢の正誤判定を行ういわゆる理論問題のみの科目（監査論及び企業法）では試験時間に余裕がある実態を踏まえ、各科目の試験時間についても調整する必要がある。

このような問題意識を踏まえ、以下の対応を行う。

(2) 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整内容

短答式試験について、令和8年試験より、計算問題のある科目で問題数を増やし、1問あたりの配点を引き下げる。それに伴い、計算問題と理論問題では1問あたりに必要となる解答時間が異なることも踏まえ、以下のように、各科目の試験時間の調整を行う。

¹⁴ 短答式試験は、マークシートの試験であり運の要素が入るが、現状の短答式試験は、合格率が低いこともあり能力のある人でも不合格となりやすい試験になっている、との指摘がある。

＜短答式試験の各科目の1問あたりの配点及び試験時間等の調整内容＞

財務会計論：現状は、試験時間 120 分、問題数 28 問

（1問あたりの配点：理論問題 8 点、計算問題 8 点・4 点）

→ 理論問題及び計算問題の問題数を増やし、1問あたりの配点（8 点）を引き下げ（連結の総合問題の 1 問あたりの配点 4 点の問題は、1 問あたりの配点を引き上げ）、1 問あたりの配点の差を縮める。問題数の増加に応じ、試験時間を調整する。

管理会計論：現状は、試験時間 60 分、問題数 16 問

（1問あたりの配点：理論問題 5 点、計算問題 8 点・7 点）

→ 計算問題の問題数を増やし、計算問題の 1 問あたりの配点を引き下げ、1 問あたりの配点の差を縮める。問題数の増加に応じ、試験時間を調整する。

監査論：現状は、試験時間 60 分、問題数 20 問（1 問あたりの配点：5 点）

→ 問題数は変更せず、試験時間を調整する。（1 問あたりの配点は 5 点のまま）

企業法：現状は、試験時間 60 分、問題数 20 問（1 問あたりの配点：5 点）

→ 問題数は変更せず、試験時間を調整する。（1 問あたりの配点は 5 点のまま）

なお、これらの調整は、短答式試験の 1 問あたりの配点、問題数及び試験時間のバランスを調整するものであり、各科目の配点（合計点）及び計算問題と理論問題の合計点の割合並びに出題する問題の難易度等について変更を行うものではない。

また、試験時間の調整は、計算問題と理論問題では解答に至るプロセスの違いによって解答時間に違いが生じることを踏まえ、短答式試験の各科目の問題の性質や問題数に応じて行うものである。この試験時間の調整により、各科目の配点（合計点）に対する試験時間の割合に違いが生じるが、各科目の重要性に基づき試験時間に差を設けるものではないことに留意する必要がある¹⁵。

¹⁵ 配点（合計点）と試験時間の関係について、論文式試験では、会計学（午後・財務会計論）が配点 200 点で大問 3 問 180 分に対し、監査論等が配点 100 点で大問 2 問 120 分と、今回の調整後の短答式試験とは逆に、財務会計論において配点に対して試験時間が短くなっている。

5. 試験問題の出題や能力判定に関する課題への対応

公認会計士試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる資質や能力に応じて適切なものとしていく必要がある。

(1) 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題

公認会計士は、財務書類の監査又は証明等を独占業務としており、会計や監査等に関する計算と理論の双方の知識や能力が求められる。このため、短答式試験と論文式試験の双方において、公認会計士に求められる能力を踏まえ、計算と理論の問題をバランスよく出題する必要がある。

また、それぞれの試験の位置づけ・役割に応じ、以下の点にも留意しつつ、適切な問題を出題する必要がある。(これらについては、令和8年試験より、随時対応を図る。)

① 短答式試験の出題に関する留意点

短答式試験は、基本的な問題を幅広く出題する試験であることから、難易度が高すぎる問題の出題は避け、出題全体の難易度のバランスをとる必要がある。

また、短答式試験では、合格基準を総得点の70%としているが、出題の難易度が変化すると、平均点にブレが生じ、それに伴い、その時々の実際の合格基準も変化する。このため、受験者の予測可能性の確保や試験の安定的な運営を確保する観点からも、出題の難易度のバランスをとることは重要となる。

なお、短答式試験については、令和8年試験より、計算問題のある科目（財務会計論及び管理会計論）において、問題数を増やし、それに伴い各科目の試験時間を調整することから、問題のボリュームや難易度等にも留意して問題作成を行う必要がある。

② 論文式試験の出題に関する留意点

論文式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を判定する試験であり、思考力や論述力等を確認するため、一定の記述量を求める問題を出題する必要がある。

しかし、一部の科目では、記述量が少ない（論理展開が必要となるような記述量の問題が出題されていない）状況が見られることから、採点負担にも考慮しつつ、論文式試験として相応しい記述量の問題を出題する必要がある。

なお、公認会計士は、会計基準及び監査基準に関する知識や会計に関する計算の能力を有しているだけでなく、監査業務においては、会計処理に関する考え方や事業のリスク等を論理的に検討し、実施した監査手続等を文書化する必要がある。このため、論文式試験での思考力や論述力等の確認は、公認会計士の資質や能力の確保につながるものであることにも留意する必要がある。

(2) 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

論文式試験の選択科目では、4科目（経営学、経済学、民法、統計学）のうち1科目を選択する必要があるが、ほとんどの受験者は経営学を選択している¹⁶。

経営学は、企業経営に関する経営戦略やファイナンスなどを学ぶ科目であり、公認会計士の業務とも関連が深い。しかしながら、監査業務において企業の活動状況やそのリスクを把握するにあたり日本や世界の経済情勢を理解するため経済学の知識が必要であるほか、最近では、監査業務においてITやデータの活用が進む中で統計学の知識も重要となっている。

公認会計士試験の論文式試験で選択科目が設けられている趣旨からも、多様な試験合格者が輩出されていくために、経営学以外の選択科目の受験者数が増えることは重要である。このため、経営学以外の選択科目を選択しやすくなるよう（どの科目を選択したとしても公平に能力評価が行われるよう）、各科目の難易度や得点換算方法等について検討を行う必要がある。

① 選択科目の各科目の難易度等について

それぞれの選択科目の試験範囲は異なっており、選択科目ごとで必要となる勉強量が異なるのはやむを得ないが、選択科目での能力評価の公平性を確保する観点から、各科目の計算問題と記述問題の出題量（配点）の割合や問題の難易度等についてバランスをとる必要がある。

また、現状の選択科目の出題内容等を見ると、例えば、経営学では、記述問題の出題が、過去の出題と比べても少ない状況が見られることから、受験者の思考力や論述力等を確認する観点から、選択科目の記述量についても検討する必要がある。

② 得点換算方法について

公認会計士試験の論文式試験では、偏差値と同様の換算方法で、素点を得点比率に換算し、各科目の得点比率の平均で合否を判定している。

しかしながら、選択科目のうち経済学や統計学は、主にその科目を得意な者が選択していると考えられ、素点の平均も高いため、素点で高い点数をとっても得点比率に換算すると点数が下がってしまう状況にある¹⁷。

¹⁶ 令和6年試験では、論文式試験の受験者の約97%が経営学を選択している。

¹⁷ 経済学や統計学では平均点が高く高得点（得点換算後の得点比率）を取ることが難しい一方で、経営学では試験勉強の負担が相対的に少ないと言われていることもあり、試験対策として、経済学や統計学が得意な人でも経営学を選択した方が有利になっている、との指摘がある。

なお、民法は、記述問題のみが出題される科目であり、経済学や統計学のように受験者の素点の平均点が高い状況は見られない。

また、選択科目の得点換算の状況を見ると、技術的な観点からも、以下のような課題があると考えられる。

- ・ 現在の得点換算方法は、「選択科目間の平均点の格差は、問題の難易度に起因するもので、各科目を選択した受験者の間に能力格差はない」との前提で統計的に計算を行うものである。しかしながら、選択科目の一つで受験者集団の能力が高い場合に、受験者の能力を得点に適切に反映できない可能性がある。
- ・ 一部の選択科目で受験者数（標本数）が非常に少ない場合には、統計的に換算した得点比率の信頼性が低くなる。

このため、選択科目において受験者の能力を適切に判定できるよう、例えば、選択科目の各科目における計算問題と記述問題の出題量（配点）の割合等を揃えた上で、選択科目の得点に素点の水準を一部直接的に反映するなど、得点換算方法等について検討する必要がある。

（３）公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題

社会経済情勢が変化する中で、公認会計士が担う業務や公認会計士に求められる知識や能力の範囲も拡大している。

① 英語による出題について

企業の開示や監査に関して、以下のように、制度改革等に伴い公認会計士の業務と英語との関わりが拡大している¹⁸。

- ・ IFRS 適用企業が、令和 6 年 10 月現在で、300 社弱まで増加し、上場企業全体の時価総額の 50%弱まで拡大している。
- ・ 東京証券取引所は、令和 7 年 4 月以降より、プライム市場の上場企業に英文開示を義務付けている。（ただし、英文開示は、参考情報としての開示であり、保証は不要との位置づけ。）
- ・ グループ監査に関する監査基準報告書（監査基準報告書 600 号「グループ監査における特別な考慮事項」）が改正され、令和 6 年 4 月以降は、海外子会社も国内と同様の監査対応が必要となっている。

このため、公認会計士試験においても、公認会計士の業務と英語の関わりも念頭に、会計や監査の科目において英語による出題について検討する必要がある¹⁹。

¹⁸ 日本公認会計士協会が実施した若手アンケート「公認会計士の一体的な資質・能力開発について（中間報告）」（2024 年 8 月 7 日）において、「もっと学んでおくべきだったと思うもの（上位 3 項目）」の質問に対する回答の上位は、税務、英語、会計となっている。

¹⁹ 中小企業診断士試験では、1 次試験の「経営法務」の科目において、英語で書かれた契約書の内容等を問う問題などが出題されている。

なお、英語による出題は、論文式試験では日本語での思考力や論述力を判定するための問題を十分に出題する必要があることから、まずは短答式試験において英語の文章や資料等の読取が必要となる問題を出题することが考えられる。また、英語による問題を実際に出題するにあたっては、受験者の予測可能性を確保するため、事前にサンプル問題を公表する必要があると考えられる。

② サステナビリティ情報の開示・保証について

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示とそれに対する保証に関して、現在、その内容や導入時期等について検討が行われており²⁰、公認会計士も保証業務を担うことが想定されている。このため、公認会計士試験においても、制度の導入状況や大学などの教育機関での教育状況等を踏まえ、関連する問題の出題について検討する必要がある²¹。

サステナビリティ情報の開示・保証に関する問題は、現状の試験科目の中で出题する場合、開示や監査・保証に関する応用的な論点として、幅広い問題を出题する短答式試験において出题することが考えられる²²。

③ 監査業務でのITの活用について

監査の実務において、監査手続でのITの活用が進んでいるほか、被監査会社での業務のDX化が進む中でIT統制への理解がこれまで以上に求められるようになるなど、公認会計士の業務とITの関わりが増えている。このような中で、監査業務におけるテクノロジーの活用の監査基準への反映について、国際監査・保証基準審議会（IAASB）において検討が行われている。

このような状況を踏まえ、公認会計士試験においても、公認会計士の業務との関係でITの活用に関する出題について検討する必要がある²³。

²⁰ 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示・保証については、現時点では、東京証券取引所のプライム市場上場会社に対し、開示が2027年（令和9年）3月期から、保証が2028年（令和10年）3月期から、時価総額の規模に応じて段階的に導入される案が示されている。また、制度導入に向けて、金融商品取引法等の改正が見込まれるとともに、関連する基準について、国内での開示基準が策定・公表されているほか、保証の基準についても検討が行われている。

²¹ サステナビリティ情報の開示・保証に関わる公認会計士の資質・能力の確保については、公認会計士試験だけでなく、研修等も含め公認会計士の選考・育成過程全体で対応していく必要がある。また、制度の導入後も、関連する試験・研修制度の枠組みや公認会計士に求められる資質・能力の変化に応じ、公認会計士試験の出題内容等について対応していく必要がある。

²² 例えば、開示制度については、サステナビリティ情報は有価証券報告書等において開示が行われることから、財務会計論や企業法で出题することが考えられる。また、保証制度については、監査論で出题することが考えられる。（公認会計士試験の試験科目の範囲は、公認会計士試験規則において定められていることから、科目の範囲を定めている規則の規定についても整理が必要と考えられる。）

²³ 監査におけるITの活用に関しては、実務補習において講義が設けられているほか、修了考査でもITに関する出題が行われており、監査法人での研修等も含め、公認会計士の選考・育成過程全体での検討が必要と考えられる。

おわりに

公認会計士試験の試験運営に関しては、法令で規定されている現行の試験制度の下で、これまでも短答式試験の問題数などの見直しは実施してきたが、この公認会計士試験のバランス調整は、公認会計士試験の試験運営の枠組みや出題内容等についての大きな見直しとなる。また、試験のバランス調整は複数年かけて実施することとなる。

公認会計士試験には多くの関係者がおり、例えば、試験委員等は試験の実施に向けて1年以上前から試験問題の作成などの準備を行い、それに対し、受験者は1年以上かけて勉強を行うなど、試験に向けて関係者がそれぞれ準備を行っている。

このため、公認会計士試験のバランス調整を進めるにあたっては、関係者の予測可能性を確保することが極めて重要であり、見直しの具体的な内容や予定等を事前に公表しつつ、計画的に進めていく必要がある。

また、この公認会計士試験のバランス調整は、試験合格者の資質や能力の向上を意図して行うものであるが、公認会計士の資質や能力の向上については、公認会計士試験だけでなく、その後の実務補習・修了考査、研修（継続的専門能力開発（CPD）や監査法人での研修）など、公認会計士の選考・育成過程全体で対応していく必要がある。

このため、公認会計士試験のバランス調整も含め、公認会計士の資質や能力の向上については、公認会計士の選考・育成過程全体の中で、引き続き、会計専門職大学院、日本公認会計士協会及び監査法人などの関係者と連携し、取り組んでいく必要がある。

なお、公認会計士試験に関しては、試験のバランス調整以外にも以下のような試験運営上の課題がある。このため、公認会計士・監査審査会では、今後、これらの課題についても検討を行っていく。

① 試験のデジタル化について

- ・ 公認会計士試験の出願については、令和7年試験より全面オンライン化しており、受験者の利便性向上の観点から、機能拡充を更に図る必要がある。
- ・ 論文式試験の採点については、採点負担の軽減のため、令和6年試験より一部の科目で、PCの画面上で採点を行うデジタル採点システムを導入しており、デジタル採点の導入科目の拡大や利便性の向上を図る必要がある。
- ・ 司法試験及び司法試験予備試験においては、令和8年試験から、パソコンによる答案作成等のCBT方式の導入を目指すとされている²⁴。公認会計士試験においても、受験者の利便性向上や採点負担の軽減等の観点から、他の資格試験の状況等も踏まえ、試験のCBT化について検討を行う必要がある。

²⁴ 司法試験の短答式試験と論文式試験、司法試験予備試験の論文式試験で、令和8年試験から、CBT方式の導入を目指すとされている。

② 試験の運営コストについて

試験のバランス調整により論文式試験の受験者数が増加し、論文式試験の運営コストの増加が見込まれるほか、試験のデジタル化を進めるに際してはシステムの整備・運営コストが発生する。このため、これらの取組を進めると同時に、試験の運営コストの削減について、継続的に検討を行う必要がある²⁵。

なお、公認会計士試験の運営コストが恒常的に増加することが想定される場合には、必要に応じ、受験手数料の見直しについても検討が必要となる²⁶。

③ 免除制度について

公認会計士試験では、社会人を含めた多様な人材が公認会計士を目指しやすくなるよう、多様な試験科目の免除制度が設けられている。

免除制度は、公認会計士法でその要件が明確に定められているが、法律に基づき免除制度を運用するにあたり、資格の専門性と免除対象となる科目が相応なものとなっていないと考えられる事例²⁷が見られるほか、それぞれの資格の状況も免除制度の導入時期と比べ変化している。

また、免除要件によっては、免除申請後に実際の受験率が低い状況が見られるものがあるほか、公認会計士試験に合格した後も実際に監査業務を担う者は多くはないと考えられる。

このため、公認会計士試験の免除制度について、試験の公平性や合格者の能力を確保するため、免除資格の専門性等と免除対象となる科目の範囲が相当のものとなるよう、免除要件等の適正化について、公認会計士法を所管する金融庁に働きかけていく必要がある。

公認会計士・監査審査会としては、今後も引き続き、公認会計士試験を安定的に実施するとともに、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、試験のバランス調整をはじめとする公認会計士試験に関する課題に対応し、試験運営の改善を図っていく。

²⁵ 公認会計士試験の運営コスト等は、「事業別フルコスト情報」として公表している。（内閣府の省庁別財務書類の公表HP）

²⁶ 公認会計士試験の受験手数料は、公認会計士法において、実費を勘案して政令で定めることとされており、公認会計士法施行令第6条で19,500円と規定されている。

²⁷ 例えば、商学に属する科目の教授、准教授又は博士号授与者は、短答式試験の全科目と論文式試験の会計学と経営学を免除すると公認会計士法で規定されているが、「商学」の分野は幅広い概念であることから、会計学や経営学とは異なる分野を専門とする者であっても、論文式試験では会計学及び経営学が免除されることとなる。また、法律学に属する科目の教授、准教授又は博士号授与者及び司法修習生となる資格を得た者は、短答式試験の全科目と論文式試験の企業法と民法を免除すると公認会計士法で規定されているが、短答式試験において、その専門性とは関係ない財務会計論、管理会計論及び監査論まで免除されることとなる。

令和 7 年 12 月 16 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士試験における英語による出題の方向性について

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり、公認会計士に求められる資質や能力の変化に応じて出題内容等を適切なものとしていく必要があります。

公認会計士の業務については、IFRS 適用企業の拡大やグループ監査への対応等により英語との関わりが拡大しており、それに伴い公認会計士には一定の英語の能力が求められるようになってきています。このような状況を踏まえ、公認会計士試験において、令和 9 年第 I 回短答式試験より、以下の考え方にに基づき英語による出題を行います。

(参考) 本年 6 月に公表した「公認会計士試験のバランス調整について」において、社会経済情勢が変化する中で、企業の開示や監査に関して、IFRS 適用企業の拡大やグループ監査への対応等により、公認会計士の業務と英語との関わりが拡大していることから、公認会計士試験における英語による出題について検討する旨を示していたところ。

【当面の英語による出題の考え方】

1. 出題科目

短答式試験の財務会計論・管理会計論・監査論の 3 科目で出題する。

2. 出題の規模感

公認会計士試験は、日本の公認会計士制度に基づく国家試験であり、日本語による質・量ともに充実した問題を出題する必要があることから、英語による出題の規模感（配点）は、短答式試験の総点数の 1 割程度とする。

3. 問題の難易度

英語により出題される問題は、英文を読む負担があることを踏まえた難易度とする。

1問あたりの問題のボリュームは、各科目の試験時間の中で問題1問にか
けられる解答時間を踏まえたものとする。ただし、試験時間に比較的余裕の
ある監査論では、英文の量が多い問題も出題する。

なお、問題の難易度は、英語による出題を開始した後の試験結果（正答率
等）も踏まえ、随時調整する。

4. 出題内容・出題範囲

公認会計士の業務と英語との関わりを意識しつつ、会計・監査分野の基本
的な事項についての理解を問う問題を出題する。

英語により出題される問題の出題範囲は、日本語での問題の出題範囲と基
本的に同じ範囲とする。

（参考）国際的な基準の取扱いを示すと以下のとおり。

① 財務会計論における国際会計基準等の取扱い

いわゆる理論問題では、日本基準と整合する内容について、国際会計
基準等を参考にして出題することもある。ただし、これまでの出題範囲
においても「国際会計基準等における代替的な考え方」を出題範囲とし
ていることから、日本基準と重要な差異がある点について、国際会計基
準等の内容を出題することもある。

② 監査論における国際監査基準等の取扱い

日本の基準と整合する内容について、国際監査基準等（国際品質マネ
ジメント基準及び国際監査基準に限る。）を参考にして出題することあ
る。

（注1）令和9年第Ⅰ回短答式試験における英語により出題される問題の出題範
囲については、正式には、令和8年6月に公表予定の出題範囲の要旨にお
いて示す。

なお、出題範囲は、制度や基準の導入状況等に応じて年によって変わり
得ることから、英語により出題される問題の出題範囲についても、それ
に応じて変更が生じる可能性がある。

（注2）英語により出題される問題のイメージを共有するため、サンプル問題を
併せて公表する。

（以 上）

令和 8 年 5 月 25 日
公認会計士・監査審査会

令和 9 年公認会計士試験短答式試験における 英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲について

公認会計士試験における英語による出題については、昨年 12 月に公表した「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」において、令和 9 年の第 I 回短答式試験より、当面の英語による出題の考え方にに基づき実施する旨を示しているところです。¹

この英語による出題を実施するに当たり、令和 9 年の短答式試験（第 I 回及び第 II 回）の英語による出題については、実施当初における受験者の負担等を考慮し、配点の割合及び出題範囲を以下のとおりとします。

なお、令和 10 年以降の英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲については、試験の実施状況等を踏まえ、複数年かけて段階的に調整していく予定です。（令和 10 年の短答式試験における英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲については、令和 9 年の第 I 回短答式試験の実施後、なるべく早い時期に公表することを想定しています。）

【配点の割合】

財務会計論・管理会計論・監査論の 3 科目における英語による出題に係る配点の合計は、短答式試験の総点数の 5 ～ 6 % 程度とする。

【出題範囲】

英語により出題される問題の出題範囲は（別紙）のとおりとする。

（注）昨年 12 月に公表した「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」では、令和 9 年の第 I 回短答式試験における英語による出題に係る出題範囲について、本年 6 月に公表予定の出題範囲の要旨において示す、としていましたが、受験者に対しなるべく早期に出題範囲を周知するため、時期を前倒しして公表するものです。

なお、公認会計士試験の出題範囲の要旨については、例年 6 月、1 月及び 4 月に順次公表しており、英語による出題以外の令和 9 年公認会計士試験における出題範囲の要旨は、例年と同様のスケジュールで公表する予定です。

（以 上）

¹ 「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」（令和 7 年 12 月 16 日公表）
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/20251216.html>

令和9年公認会計士試験短答式試験における 英語による出題に係る出題範囲について

英語による出題に係る出題範囲については、会計・監査に関する国際的な基準を参考にして英語による問題を出題することもあるが、出題範囲の大枠は日本語で出題する問題に係る短答式試験の出題範囲と基本的に同じ範囲とする。

その上で、英語による出題は、公認会計士の業務と英語との関わりを意識しつつ、会計・監査分野の基本的な事項についての理解を問う問題を出題する。また、令和9年公認会計士試験短答式試験（第Ⅰ回及び第Ⅱ回）においては、下記の「出題項目の例」の網掛け部分から重点的に出題する。

財務会計論

〔参考〕国際会計基準等の取扱い

いわゆる理論問題では、日本基準と整合する内容について、国際会計基準等を参考にして出題することもある。ただし、従来の「出題範囲の要旨」においても「国際会計基準等における代替的な考え方」を出題範囲としていることから、日本基準と重要な差異がある点について、国際会計基準等の内容を出題することもある。

＜出題項目の例＞

1. 財務会計の意義と機能
 - (1) 財務会計の意義
 - (2) 財務会計の機能
情報提供機能 利害調整機能
2. 財務会計の基礎概念
 - (1) 会計公準
企業実体の公準 会計期間の公準 貨幣的測定 of 公準
 - (2) 会計主体論
資本主理論 企業実体理論
 - (3) 利益概念
現金主義会計と発生主義会計 財産法と損益法 資産負債アプローチと収益費用アプローチ 当期業績主義と包括主義 純利益と包括利益 資本維持論 資産評価と利益計算 発生主義と実現主義 費用収益の対応
 - (4) 概念フレームワーク
財務報告の目的 会計情報の質的特性 財務諸表の構成要素 財務諸表における認識と測定
3. 複式簿記の基本原理
 - (1) 取引と仕訳
 - (2) 勘定記入
 - (3) 帳簿組織
 - (4) 決算手続
 - (5) 本支店会計
4. 企業会計制度と会計基準
 - (1) 会社法会計
 - (2) 金融商品取引法会計
 - (3) 会計基準
企業会計原則とその一般原則 企業会計基準 会計基準の国際的コンバージェンス 指定国際会計基準及び修正国際基準の取扱い
5. 資産会計総論
 - (1) 資産の意義
定義 認識
 - (2) 資産の分類
流動資産と固定資産 貨幣性資産と費用性資産 金融資産と事業資産
 - (3) 資産の評価
原価 時価 現在価値
 - (4) 費用配分の原理
6. 流動資産
 - (1) 現金預金
 - (2) 金銭債権
 - (3) 有価証券
 - (4) 棚卸資産
棚卸資産の範囲 取得原価の決定 棚卸計算法と継続記録法 払出原価の計算方法 期末評価
 - (5) その他の流動資産
7. 固定資産
 - (1) 固定資産総論
意義 分類
 - (2) 有形固定資産
取得原価の決定 減価償却の方法 個別償却と総合償却 減耗償却と取替法 圧縮記帳
 - (3) 無形固定資産
取得原価の決定 償却
 - (4) 投資その他の資産
投資有価証券 投資不動産 長期前払費用
8. 負債
 - (1) 負債の意義
定義 認識 偶発債務
 - (2) 負債の分類と評価
流動負債と固定負債 法的債務と会計

- 的負債
 - (3) 流動負債
 - (4) 固定負債
 - 社債 資産除去債務
- 9. 繰延資産と引当金
 - (1) 繰延資産の意義
 - (2) 繰延資産各論
 - 創立費 開業費 開発費 株式交付費
 - 社債発行費等
 - (3) 引当金の意義
 - (4) 引当金各論
 - 製品保証引当金 売上割戻引当金 修繕引当金 債務保証損失引当金
- 10. 純資産
 - (1) 純資産の意義
 - (2) 純資産の分類
 - (3) 株主資本
 - 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 剰余金の配当等
 - (4) 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益
 - (5) 株式引受権
 - (6) 新株予約権
- 11. 財務諸表
 - (1) 財務諸表の体系
 - (2) 貸借対照表
 - 貸借対照表の種類 棚卸法と誘導法
 - 完全性 総額主義 区分表示 流動性
 - 配列と固定性配列 勘定式と報告式
 - (3) 損益計算書
 - 総額表示 区分表示 勘定式と報告式
 - (4) 株主資本等変動計算書
 - (5) キャッシュ・フロー計算書
 - キャッシュ・フロー計算書の目的 利益とキャッシュ・フロー 資金概念
 - キャッシュ・フロー計算書の区分 直接法と間接法
 - (6) 附属明細表
 - (7) 注記
 - 会計方針 後発事象 偶発事象 時価情報 継続企業情報 1株当たり情報
 - (8) 会計上の変更及び誤謬の訂正
 - (9) 臨時計算書類
- 12. 金融商品
 - (1) 金融資産及び金融負債の意義
 - (2) 金融資産及び金融負債の発生の認識
 - (3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識
 - (4) 金融資産及び金融負債の評価
 - 金銭債権 有価証券 金銭債務
 - (5) 複合金融商品
 - 区分法と一括法 新株予約権付社債
 - (6) デリバティブ
- 先物 先渡 オプション スワップ
 - (7) ヘッジ会計
 - 公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジ 時価ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計
 - (8) 注記
- 13. ストック・オプション等
 - (1) ストック・オプションの意義
 - (2) ストック・オプションの会計処理
 - 公正な評価単価 権利付与 権利確定
 - 権利行使 失効 条件変更
 - (3) 開示
- 14. リース
 - (1) リースの意義
 - (2) リースの分類
 - (3) 借手の会計処理
 - (4) 貸手の会計処理
 - (5) 開示
- 15. 退職給付
 - (1) 退職給付の意義
 - 退職一時金 退職年金
 - (2) 退職給付会計の仕組み
 - 現金主義と発生主義 退職給付債務と年金資産 勤務費用・利息費用・期待運用収益
 - (3) 過去勤務費用と数理計算上の差異の会計処理
 - (4) 開示
- 16. 収益認識
 - (1) 顧客との契約から生じる収益の意義
 - (2) 履行義務の充足による収益の認識
 - 一定の期間にわたる充足 一時点での充足
 - (3) 取引価格に基づく収益の額の算定
 - 変動対価 金融要素
 - (4) 履行義務の識別と取引価格の配分
 - 履行義務の識別 履行義務への取引価格の配分
 - (5) 開示
- 17. 研究開発とソフトウェア
 - (1) 研究開発とソフトウェアの意義
 - (2) 研究開発費の会計処理
 - (3) ソフトウェア制作費の会計処理
 - 受注制作 市場販売目的 自社利用
 - 期末評価
 - (4) 開示
- 18. 固定資産の減損
 - (1) 減損の意義
 - (2) 減損の兆候と認識
 - (3) 減損損失の測定
 - 回収可能価額 使用価値 正味売却価額
 - (4) 減損損失の配分

- (5) 資産のグルーピング
キャッシュ・フロー生成単位 共用資産 のれん
- (6) 開示
- 19. 法人税等
 - (1) 税金の意義と種類
所得課税 外形標準課税
 - (2) 税効果会計の仕組み
税金の期間配分 繰延法 資産負債法
 - (3) 一時差異等
一時差異 繰越欠損金等
 - (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の認識と測定
 - (5) 表示と注記
法人税等と法人税等調整額 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示 注記
- 20. 連結財務諸表
 - (1) 連結財務諸表の意義と目的
親会社説と経済的単一体説 非支配株主持分
 - (2) 連結の範囲
子会社 関連会社
 - (3) 個別財務諸表の修正
会計処理の統一 子会社の資産及び負債の時価評価
 - (4) 連結貸借対照表
投資と資本の相殺消去 のれん 段階取得 子会社株式の追加取得及び一部売却 子会社増資 債権債務の相殺消去
 - (5) 連結損益・包括利益計算書
内部取引高の相殺消去 未実現利益の消去 税効果会計 その他の包括利益
 - (6) 持分法
 - (7) 連結株主資本等変動計算書
 - (8) 連結キャッシュ・フロー計算書
 - (9) 表示と注記
 - (10) 関連当事者間取引の開示
 - (11) セグメント情報の開示
- 21. 企業結合と事業分離
 - (1) 企業結合の意義
取得と持分の結合 パーチェス法と持分プーリング法
 - (2) 取得の会計処理
時価評価 のれん
 - (3) 共同支配企業の形成と共通支配下の企業結合の会計処理
 - (4) 事業分離の会計処理
 - (5) 開示
- 22. 外貨換算
 - (1) 外貨換算の意義
 - (2) 外貨建取引の換算
 - (3) 外貨建資産・負債の換算
外貨建金銭債権債務 外貨建有価証券換算差額の処理
 - (4) 外貨表示財務諸表の換算方法
 - (5) 在外支店の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算換算差額の処理
 - (6) 在外子会社等の財務諸表項目の換算
資産・負債の換算 収益・費用の換算換算差額の処理
 - (7) 表示と注記
- 23. 期中財務諸表（中間及び四半期を含む）
 - (1) 期中財務諸表の意義と範囲等
 - (2) 期中財務諸表の作成方法
実績主義 予測主義 期中特有の会計処理
 - (3) 開示

管理会計論

<出題項目の例>

I 原価計算に関する領域

1. 原価計算の基礎知識
 - (1) 原価計算の意義と目的
 - (2) 原価の意義と種類
 - (3) 原価態様
 - (4) 全部原価計算と直接原価計算
2. 実際原価計算
 - (1) 費目別計算
 - (2) 部門別計算
 - (3) 製品別計算
 - (4) 単純個別原価計算と単純総合原価計算の流れ
3. 個別原価計算と製造間接費の配賦
 - (1) 総括配賦と部門別配賦
 - (2) 製造間接費の配賦基準
 - (3) 実際配賦と予定配賦
 - (4) 製造間接費予算
 - (5) 原価部門の意義
 - (6) 部門個別費と部門共通費
 - (7) 補助部門費の製造部門への配賦
 - (8) 単一基準配賦法と複数基準配賦法
 - (9) 原価計算表の作成
 - (10) 仕損の処理
4. 総合原価計算
 - (1) 月末仕掛品の評価
 - (2) 仕損・減損・作業屑の処理
 - (3) 工程別総合原価計算
 - (4) 組別総合原価計算
 - (5) 等級別総合原価計算
5. 連産品と副産物の原価計算
 - (1) 連産品の原価計算
 - (2) 副産物等の処理と評価
6. 標準原価計算
 - (1) 標準原価計算の意義
 - (2) 標準原価と原価標準
 - (3) 標準原価差異の算定と分析
7. 直接原価計算
 - (1) 直接原価計算の意義
 - (2) 直接原価計算の計算原理

II 会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域

1. 管理会計の基礎知識

- (1) 管理会計の意義と目的
 - (2) 管理会計の領域
 - (3) 戦略と管理会計の関係
 - (4) 責任会計の概念
 - (5) マネジメント・コントロール・システム
2. 財務情報分析
 - (1) 財務情報分析の意義と種類
 - (2) 収益性分析
 - (3) 安全性分析
 - (4) キャッシュ・フロー分析
 3. 短期利益計画のための管理会計
 - (1) 短期利益計画の意義
 - (2) CVP 分析
 - (3) 貢献利益アプローチ
 - (4) 原価予測
 4. 予算管理
 - (1) 予算管理の意義と機能
 - (2) 予算編成と予算統制
 5. 資金管理とキャッシュ・フロー管理
 - (1) 資金管理の意義
 - (2) 正味運転資本の管理
 - (3) 運転資金の管理
 - (4) 現金資金の管理
 - (5) キャッシュ・フローの管理
 6. コスト・マネジメント
 - (1) 原価企画
 - (2) 原価維持
 - (3) 原価改善
 - (4) 活動基準原価管理
 7. 差額原価収益分析
 - (1) 差額原価収益分析の意義
 - (2) 差額原価収益分析の手法
 8. 投資計画の経済性計算
 - (1) 投資計画の経済性計算の意義
 - (2) 投資計画の経済性計算の手法
 9. 分権化組織とグループ経営の管理会計
 - (1) 分権化と管理会計
 - (2) 振替価格
 - (3) 事業部制組織における業績評価
 - (4) 多国籍企業のための管理会計
 - (5) 分権化組織・事業価値・企業価値の財務評価尺度

監 査 論

〔参考〕国際監査基準等の取扱い

日本の基準と整合する内容について、国際監査基準を参考にして出題することもある。

<出題項目の例>

1. 公認会計士監査の基礎
 - (1) 公認会計士監査の意義
 - ① 財務報告制度における公認会計士監査の位置付け
 - ② コーポレート・ガバナンスに対する公認会計士監査の貢献
 - ③ 公認会計士監査の歴史
 - (2) 公認会計士監査をめぐる基礎的理論
 - (3) 監査人としての要件と職業倫理
 - (4) 関連法規
 - ① 公認会計士法
 - ② 金融商品取引法監査制度
 - ③ 会社法監査制度
2. 監査基準
 - (1) 監査基準の意義
 - ① 監査基準生成の歴史的経緯
 - ② 監査基準の意義と役割
 - (2) 監査の目的
 - ① 一般目的の財務諸表の監査の目的
 - ② 重要な虚偽の表示に対する監査上の対応
 - ③ 特別目的の財務諸表の監査の目的
 - (3) 一般基準
 - ① 専門的能力の向上と知識の蓄積
 - ② 公正不偏の態度と独立性の保持
 - ③ 正当な注意と職業的懐疑心
 - ④ 不正等に起因する虚偽の表示への対応
 - ⑤ 監査調書の意義と役割
 - ⑥ 監査業務全般に係る監査事務所としての品質管理
 - ⑦ 個々の監査業務に係る品質管理
 - ⑧ 守秘義務
 - (4) 実施基準
 - ① 基本原則
 - ② 監査計画の策定
 - ③ 監査の実施
 - ④ 他の監査人等の利用（グループ監査を含む）
 - (5) 報告基準
 - ① 基本原則
 - ② 監査報告書の記載区分
 - ③ 無限定適正意見の記載事項
 - ④ 意見に関する除外
 - ⑤ 監査範囲の制約
 - ⑥ 継続企業の前提
 - ⑦ 監査上の主要な検討事項
 - ⑧ その他の記載内容
3. 監査における不正リスク対応基準
 - (1) 不正リスク対応基準の意義
 - (2) 職業的懐疑心の強調
 - (3) 不正リスクに対応した監査の実施
 - (4) 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理
4. 中間監査基準・期中レビュー基準
 - (1) 中間監査基準
 - ① 中間監査の意義
 - ② 実施基準
 - ③ 報告基準
 - (2) 期中レビュー基準
 - ① 期中レビューの意義
 - ② 実施基準
 - ③ 報告基準
5. 財務報告に係る内部統制監査の基準
 - (1) 内部統制監査の意義
 - (2) 内部統制の基本的枠組み
 - (3) 内部統制監査と財務諸表監査との関係
 - (4) 内部統制監査の実施
 - (5) 内部統制監査の報告
6. 監査に関する品質管理基準
 - (1) 品質管理の意義
 - (2) 品質管理システムの整備及び運用
 - (3) 品質管理システムの構成
 - ① 監査事務所のリスク評価プロセス
 - ② ガバナンス及びリーダーシップ
 - ③ 職業倫理及び独立性
 - ④ 監査契約の新規の締結と更新
 - ⑤ 業務の実施
 - ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
 - ⑦ 情報と伝達
 - ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
 - ⑨ 監査事務所間の引継
7. 財務情報等に係る保証業務
 - (1) 保証業務の意義
 - (2) 保証業務の要素
- ⑨ 追記情報
- ⑩ 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報
- (6) その他
 - ① 経営者等とのディスカッション
 - ② 監査役等とのコミュニケーション
 - ③ 比較情報への対応
 - ④ 後発事象への対応

（注）現在、企業会計審議会監査部会で検討が行われている監査基準等の改訂に関する内容及びこれに関連する日本公認会計士協会の実務の指針の改正に関する内容については、その施行日に関わらず、令和9年の短答式試験（第Ⅰ回及び第Ⅱ回）における英語による出題に係る出題範囲には含めない。

令和7年公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 出願者数(名寄せ)※

22,056 人 男性 15,936 人 女性 6,120 人 女性比率 27.7 %

※ 第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも出願した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

4,665 人

(3) 論文式試験合格者数(最終合格者数)

1,636 人(対前年比 33 人増) 男性 1,244 人 女性 392 人 女性比率 24.0 %
最終合格率 7.4 %

(4) 参考資料

令和7年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

【令和7年公認会計士試験結果】

区 分	令和7年試験	令和6年試験
出願者数(a)	22,056 人	21,573 人
短答式試験受験者数	19,800 人	19,564 人
短答式試験合格者数(b)	2,409 人	2,345 人
短答式試験免除者数(c)	2,256 人	2,009 人
論文式試験受験者数(b+c)	4,665 人	4,354 人
論文式試験合格者数 (最終合格者数)(d)	1,636 人	1,603 人
最終合格率(d/a)	7.4 %	7.4 %

2. 論文式試験合格者の概要

(1) 合格者

- 52.2%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢※

- 合格者の平均年齢は 24.6 歳
- 最高年齢は 54 歳、最低年齢は 16 歳

(3) 合格者の職業※

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が 999 人(構成比 61.1 %)
- 「会社員」は 89 人(構成比 5.4 %)

※ 出願時の申告に基づく。

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 669 人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 780 人

令和7年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	出 願 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
平成 19年	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
平成 20年	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
平成 21年	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
平成 22年	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
平成 23年	23,151	4,632	1,511	6.5	32.6
平成 24年	17,894	3,542	1,347	7.5	38.0
平成 25年	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9
平成 26年	10,870	2,994	1,102	10.1	36.8
平成 27年	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1
平成 28年	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3
平成 29年	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2
平成 30年	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5
令和 元年	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3
令和 2年	13,231	3,719	1,335	10.1	35.9
令和 3年	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1
令和 4年	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8
令和 5年	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8
令和 6年	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8
令和 7年	22,056	4,665	1,636	7.4	35.1
合計	340,832	95,225	35,148	10.3	36.9

(注1) 令和 7年合格者中
最高年齢54歳、最低年齢16歳、女性392人

(注2) 出願者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも出願した受験者を
名寄せして集計したもの

2. 年齢別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	442	47	26	5.9	55.3	1.6%
20歳以上25歳未満	10,105	2,137	1,002	9.9	46.9	61.2%
25歳以上30歳未満	5,734	1,347	431	7.5	32.0	26.3%
30歳以上35歳未満	2,474	522	119	4.8	22.8	7.3%
35歳以上40歳未満	1,263	229	38	3.0	16.6	2.3%
40歳以上45歳未満	824	170	15	1.8	8.8	0.9%
45歳以上50歳未満	484	65	0	0.0	0.0	0.0%
50歳以上55歳未満	292	68	5	1.7	7.4	0.3%
55歳以上60歳未満	198	31	0	0.0	0.0	0.0%
60歳以上65歳未満	132	31	0	0.0	0.0	0.0%
65歳以上	108	18	0	0.0	0.0	0.0%
合 計	22,056	4,665	1,636	7.4	35.1	100.0

(注) 令和 7年11月21日時点の年齢であり、出願時の申告に基づくもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	1,009	303	38	3.8	12.5	2.3%
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	782	402	31	4.0	7.7	1.9%
大 学 院 在 学	168	41	22	13.1	53.7	1.3%
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	198	63	22	11.1	34.9	1.3%
大 学 卒 業 (短大含む)	9,867	2,144	765	7.8	35.7	46.8%
大 学 在 学 (短大含む)	7,043	1,291	653	9.3	50.6	39.9%
高 校 卒 業	2,454	328	78	3.2	23.8	4.8%
そ の 他	535	93	27	5.0	29.0	1.7%
合 計	22,056	4,665	1,636	7.4	35.1	100.0

(注1) 出願時の申告に基づくもの。また、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも出願した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	46	37	3	6.5	8.1	0.2%
会 計 事 務 所 員	835	206	67	8.0	32.5	4.1%
税 理 士	41	13	0	0.0	0.0	0.0%
会 社 員	3,544	493	89	2.5	18.1	5.4%
公 務 員	718	109	23	3.2	21.1	1.4%
教 員	58	15	2	3.4	13.3	0.1%
教育・学習支援者	66	12	2	3.0	16.7	0.1%
学 生	9,400	1,875	905	9.6	48.3	55.3%
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生	1,372	336	94	6.9	28.0	5.7%
無 職	4,358	1,216	395	9.1	32.5	24.1%
そ の 他	1,618	353	56	3.5	15.9	3.4%
合 計	22,056	4,665	1,636	7.4	35.1	100.0

(注) 出願時の申告に基づくもの。また、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも出願した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	547	124	43	7.9	34.7	2.6%
東 北	954	334	114	11.9	34.1	7.0%
関 東	11,932	2,400	835	7.0	34.8	51.0%
北 陸	340	68	20	5.9	29.4	1.2%
東 海	1,519	371	154	10.1	41.5	9.4%
近 畿	4,614	996	360	7.8	36.1	22.0%
中 国	405	71	24	5.9	33.8	1.5%
四 国	351	69	16	4.6	23.2	1.0%
九 州	275	39	9	3.3	23.1	0.6%
福 岡	963	169	58	6.0	34.3	3.5%
沖 縄	156	24	3	1.9	12.5	0.2%
合 計	22,056	4,665	1,636	7.4	35.1	100.0

試験結果の概要

（令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

（１） 出願者数

15,990人

うち、欠席者3,654人※

※ 受験科目全てを欠席した者を指す。

（２） 答案提出者数

12,336人

（３） 合格者数

1,383人

- ・ 総点数の72%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、
且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点
に満たない者は不合格

（４） 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.6%
科目別	財務会計論	45.3%
	管理会計論	41.7%
	監査論	52.0%
	企業法	51.4%

試験結果の概要

（令和7年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験）

(1) 出願者数
17,027人

(2) 答案提出者数
11,127人(注)

(注) 出願者数と答案提出者数の差の内訳

- ・欠席者数 3,644人（受験予定科目の全てを欠席した者）
- ・短答式試験免除者数 2,256人
 - うち 令和5年又は令和6年短答式試験合格者 2,008人
 - うち 旧第二次試験合格者 37人
 - うち 上記以外の者 211人

(3) 合格者数
1,026人

- ・総点数の72%以上を取得した者
- ・ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、
且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点
に満たない者は不合格（今回は該当者なし）

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		45.7%
科目別	財務会計論	47.0%
	管理会計論	42.2%
	監査論	44.4%
	企業法	47.9%

試験結果の概要

（令和8年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

（１） 出願者数

16,181人

うち、欠席者3,648人※

※ 受験科目全てを欠席した者を指す。

（２） 答案提出者数

12,533人

（３） 合格者数

1,525人

- ・ 総点数の75%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、
且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点
に満たない者は不合格

（４） 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		49.6%
科目別	財務会計論	49.2%
	管理会計論	48.0%
	監査論	50.7%
	企業法	51.6%

令和7年度の講演会の開催状況

開催日	場 所	講 師
令和7年6月18日 (録画)	専 修 大 学	東京都 (オンライン) 蟹江委員
6月18日 (録画)	大 阪 公 立 大 学	大阪府 (オンライン) 青木会長
7月2日	福 岡 大 学	福岡県 青木会長
7月2日	青 山 学 院 大 学	東京都 蟹江委員
7月17日	金 沢 大 学	石川県 蟹江委員
9月13日	千 葉 商 科 大 学	千葉県 青木会長
10月8日	兵 庫 県 立 大 学	兵庫県 青木会長
10月14日	神 戸 学 院 大 学	兵庫県 蟹江委員
10月15日	追 手 門 学 院 大 学	大阪府 青木会長
10月29日	広 島 修 道 大 学	広島県 青木会長
11月13日	東 北 工 業 大 学	宮城県 青木会長
11月18日	東 北 大 学	宮城県 青木会長
11月25日	神 奈 川 大 学	神奈川県 青木会長
11月27日	駒 澤 大 学	東京都 蟹江委員
12月15日	福 井 県 立 大 学	福井県 蟹江委員
令和8年1月20日	富 山 大 学	富山県 青木会長

IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域
第 20 回	令和 2 年 4 月 20～22 日	書面開催のみ ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。	
第 21 回	令和 3 年 4 月 19～21 日	ビデオ会議形式	54 か国・地域
第 22 回	令和 4 年 4 月 25～27 日	ビデオ会議形式	53 か国・地域
第 23 回	令和 5 年 4 月 25～27 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 24 回	令和 6 年 4 月 16～18 日	大阪	48 か国・地域
第 25 回	令和 7 年 4 月 8～10 日	ベルリン	49 か国・地域

第25回監査監督機関国際フォーラム本会合（ドイツ・ベルリン）の開催について

第25回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合が下記のとおりドイツ・ベルリンで開催され、日本からは公認会計士・監査審査会の青木会長、金融庁の榎本IFIAR戦略企画室長等が参加したほか、長岡 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長がIFIAR議長として参加し、最近の監査監督に関する論点について、各監査監督当局やステークホルダーの代表者と意見交換を実施しました。

概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

記

1. 日程・開催形式

令和7年4月8日（火曜）～令和7年4月10日（木曜）

ドイツ・ベルリン

2. 参加者

49か国・地域の監査監督機関

議長

長岡隆 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長

3. 主な議題

監査法人のガバナンス、サステナビリティ保証、監査法人によるAI利活用等、最近の監査監督に関する論点
正副議長（※）及び代表理事の選出

※ 長岡 隆 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長が任期

（2023年本会合から2年間）満了により議長を退任

4. プレスリリース

 [（原文）](#) ・  [（仮訳）](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報につきましては、[IFIARウェブサイト](#)や[当庁のIFIAR特設ページ](#)をご参照下さい。

プレスリリース（仮訳）

2025 年 4 月 10 日

ドイツ・ベルリン

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が 2025 本会合をドイツ・ベルリンにて開催

4 月 8 日から 10 日にかけて、ドイツ監査人監督機構（AOB¹）の主催で、2025 年 IFIAR 本会合が開催された。49 の国・地域を代表する IFIAR メンバーが参加し、監査業界における主要な動向や新たなトレンドに関する議論を行った。

当本会合をもって議長の任期を終える長岡隆氏は、次のように述べた。
「IFIAR の使命は、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することにある。IFIAR メンバーは、今日監査監督当局が直面している重要な新規課題に対応することを通じてこの使命の達成に向けて協働すべくベルリンに集まった。私の IFIAR 議長としての任期は満了となるが、この組織を牽引したことは、私にとって大きな喜びであり、名誉である。今後は、新たな議長及び副議長のリーダーシップの下、IFIAR がその重要な役割を引き続き果たしていくことを期待している。」

* * *

新たに IFIAR 議長に選出されたケビン・プレnderガスト氏（Kevin Prendergast）は次のように述べた。「2025 年 IFIAR 年本会合は、各国のメンバーが一堂に会することの意義を改めて示す機会となった。すなわち、世界中の、監査業界から独立した監査監督当局が、それぞれのベストプラクティス、経験、洞察を互いに共有するための場を提供することができた。本会合の開催に尽力いただいたドイツ（AOB）に感謝するとともに、長岡氏が IFIAR 議長として示されたリーダーシップと献身に対して、深く敬意を表したい。」

本会合は、IFIAR のメンバーやオブザーバー、その他主要なステークホルダーにとって、急速に変化する環境において、監査市場及び監査当局が直面する様々な重要課題について議論する貴重な機会となった。

- シンポジウムセッションでは、キーノートスピーチとして、調査報道、会計上の失敗及び監査規制やそのアプローチの相互のつながりについて講演が行われた。
- 分科会では、以下の 3 つの重要テーマに関する議論が行われた。第 1 のパネルでは、社会的影響度の高い事業体（PIE）及び非 PIE 監査における重要性を増す中小監査法人に対する各 IFIAR メンバー当局のアプローチが紹介された。第 2 のパネルでは、サステナビリティ報告に係る保証業務について取り上げるとともに、企業及び監査事務所において経験や能力の蓄積が依然として求められる中で、規制当局がサステナビリティ報告

¹ Auditor Oversight Body

の質の向上にどのように貢献し得るかが議論された。第3のパネルでは、監査市場を取り巻くテクノロジーの進展に対応すべく、規制活動における人工知能（AI）の活用に関する各国当局の取組について学ぶ機会が提供された。

- 本会合では、その他にも、IAASB（国際監査・保証基準審議会）議長とIESBA（国際会計士倫理基準審議会）議長が、「複雑な環境における基準設定の進展」というテーマの下、現行基準の改善作業を継続しながら新たな課題に対応すべくいかにそのアプローチを適応させているかに触れつつ、それぞれの審議会の基準設定活動について議論した。また、IFIARの投資家及びその他利害関係者作業部会の外部諮問グループのメンバーがパネルに参加し、監査人と投資家及び利害関係者とのコミュニケーションについて議論した。
- これまでと同様、GPPCの各ネットワーク²のグローバルCEOがスピーカーとして招かれ、幅広いテーマについて議論した。例えば、監査品質に関する現在の見方、監査プロセスにおけるAIの活用とその監査業界への長期的影響に関する見解、サステナビリティ保証へのアプローチと当該分野における対応能力強化への取組、監査法人へのプライベート・エクイティ投資の増加傾向とそれが監査品質に及ぼす影響に関する見解などが取り上げられた。

ワーキンググループ及びタスクフォース

IFIARのワーキンググループ（WG）議長及びタスクフォース（TF）リードから、過去1年間の活動報告と今後1年間の計画についての共有があった。IFIARのWG及びTFはメンバー主導で運営されており、IFIARがミッションを達成する上で重要な役割を果たしている。IFIARの5つのWGと3つのTFは、監査品質、検査、執行、基準設定、投資家・その他利害関係者との対話、テクノロジーの活用、サステナビリティ保証の各分野において、実務的な成果物を提供することに焦点を当てている。

IFIAR正副議長及び代表理事の選挙

本会合において、長岡隆氏のIFIAR議長任期が終了した。IFIARは、同氏の長年にわたる複数の役職における貢献及び議長としての卓越したリーダーシップに感謝の意を表した。同時に、新たな正副議長の選挙が行われ、議長にケビン・プレndergast（Kevin Prendergast）氏（アイルランド・IAASA）、副議長に、チア・ターン・フェイ・ミン（Chia-Tern Huey Min）（シンガポール・ACRA）氏が選出された。

代表理事会メンバーについては、4か国のメンバーが各4年の任期で選出さ

²（金融庁/公認会計士・監査審査会事務局注）BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

れ、アイルランド（IAASA）、ポーランド（PANA）、シンガポール（ACRA）及び南アフリカ（IRBA）が、新たに既存のブラジル（CVM）、カナダ（CPAB）、台湾（FSC）、フランス（H2A）、ドイツ（AOB）、ギリシャ（HAASOBI）、日本（JFSA/CPAAOB）、オランダ（AFM）、スイス（FAOA）、トルコ（CMB/POA）、英国（FRC）及び米国（PCAOB）に加わり、計16か国・地域のメンバーからなる代表理事会の新体制が発足した。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、大洋州、欧州の56の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。そのミッションは、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制の実務について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

令和8年4月13日

金融庁/公認会計士・監査審査会

監査監督機関国際フォーラムによる 「2025年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2025年（令和7年）、14回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2025年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2025）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

 [プレスリリース（原文）](#)（PDF：214KB） ・  [（仮訳）](#)（PDF：128KB）

 [「2025年検査指摘事項報告書」（原文）](#)（PDF：919KB）

問合せ先

電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

[ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課（内線2415）

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 各国・地域
第2回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 各国・地域
第3回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 各国・地域
第4回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 各国・地域
第5回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン DC	30 各国・地域
第6回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 各国・地域
第7回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 各国・地域
第8回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 各国・地域
第9回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 各国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 各国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 各国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 各国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 各国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン DC	40 各国・地域
第 15 回	令和 3 年 3 月 23～25 日	オンライン形式	51 各国・地域
第 16 回	令和 4 年 3 月 22～24 日	オンライン形式	50 各国・地域
第 17 回	令和 5 年 3 月 7～9 日	バリ	約 40 各国・地域
第 18 回	令和 6 年 3 月 5～7 日	ダブリン	約 45 各国・地域
第 19 回	令和 7 年 3 月 5～7 日	モーリシャス	約 36 各国・地域

※ 第 20 回は、令和 8 年 3 月 24 日～26 日にキプロスで開催予定であったが、中東情勢の影響により、令和 9 年 2 月 2 日～4 日に延期された。

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 資産運用業協会
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 21 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

公認会計士・監査審査会の活動状況に関連する主な公表資料

- 過去の年次報告『公認会計士・監査審査会の活動状況』
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/reports/index.html>
- 過去の公認会計士試験の試験結果等
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/kakoshiken.html>
- 国際関係（監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について）
<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>

（参考）

- 監査事務所に対する検査等
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html>
- 令和8年版モニタリングレポート
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20260717/20260717-1.html>



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>